

令和8年茂原市教育委員会会議3月定例会日程

日時：令和8年3月24日（火）15時00分～

場所：茂原市役所9階901・902会議室

1 開会宣言

2 会議録署名人の指名

3 会議事項

(議決事項)

- | | |
|--------|--|
| 議案第1号 | 茂原市奨学資金貸付条例施行規則の一部を改正する規則の制定について |
| 議案第2号 | 茂原市教育委員会公印規則の一部を改正する規則の制定について |
| 議案第3号 | 令和8年度茂原市の教育基本方針及び重点施策について |
| 議案第4号 | 茂原市立小学校及び中学校通学区域に関する規則の一部を改正する規則の制定について |
| 議案第5号 | 茂原市学校給食センターの管理及び運営に関する規則の一部を改正する規則の制定について |
| 議案第6号 | 茂原市中学生等海外派遣等研修事業の費用徴収に関する規則の一部を改正する規則の制定について |
| 議案第7号 | 茂原市特別支援教育就学奨励費支給要綱の一部を改正する告示の制定について |
| 議案第8号 | 茂原市立幼稚園給食実施要綱の一部を改正する告示の制定について |
| 議案第9号 | 茂原市立図書館規則の一部を改正する規則の制定について |
| 議案第10号 | 茂原市立図書館防犯カメラの設置及び管理運用に関する要綱の制定について |
| 議案第11号 | 茂原市立学校図書館・茂原市立図書館連絡会議設置要綱の一部を改正する訓令の制定について |
| 議案第12号 | 茂原市立図書館協議会委員の任命について |
| 議案第13号 | 茂原市公民館運営審議会委員の委嘱について |
| 議案第14号 | 茂原市文化財審議会委員の任命について |

議案第15号 茂原市いじめ対策調査会委員の委嘱について

議案第16号 茂原市スポーツ推進委員の委嘱について

議案第17号 茂原市青少年指導センター設置条例施行規則の一部を改正する規則の制定について

(報告事項)

報告1 教育長職務代理者の指名について

報告2 令和7年度定期監査の結果について

4 閉会宣言

議案第1号

茂原市奨学資金貸付条例施行規則の一部を改正する規則の制定について

茂原市奨学資金貸付条例施行規則の一部を改正する規則を次のように制定する。

令和8年3月24日提出

茂原市教育長 富田 浩 明

茂原市奨学資金貸付条例施行規則の一部を改正する規則

茂原市奨学資金貸付条例施行規則（昭和48年茂原市教育委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

第7条第1項中「次の各号の一に」を「次の各号のいずれかに」に、「至った」を「至った」に改め、同項第7号中「あつた」を「あつた」に改め、同条第2項中「なくなつた」を「なくなつた」に改める。

第7条の3第2項中「あつた」を「あつた」に改める。

第13条を削る。

第12条第1項中「別記第17号様式」を「別記第18号様式」に改め、同条第2項中「返済しなかつた」を「返済しなかつた」に、「別記第18号様式」を「別記第19号様式」に改め、同条を第13条とする。

第11条を第12条とする。

第10条の2中「第9条」を「第10条」に、「あつた」を「あつた」に、「別記第16号様式」を「別記第17号様式」に改め、同条を第11条の2とする。

第10条中「別記第15号様式」を「別記第16号様式」に改め、同条を第11条とする。

第9条中「別記第14号様式」を「別記第15号様式」に改め、同条を第10条とし第8条の2の次に次の1条を加える。

(期限の利益喪失)

第9条 借受人が、次の各号のいずれかに該当するときは、教育委員会は、当該奨学資金の返済に係る期限の利益を喪失させ、借受人及び連帯保証人に対し、奨学資金を一括して返済することを求めることができる。

- (1) 返済に係る書類の提出を怠ったとき。
- (2) 住所、氏名その他届出を要する事項について変更の届出を怠り、相当の期間にわたり教育委員会と連絡が取れないとき。
- (3) 正当な理由なく、奨学資金の返済を継続して怠ったとき。
- (4) 前各号に掲げるもののほか、返済義務の履行が著しく困難であると教育委員会が認めるとき。

2 教育委員会は、前項の規定により権利の利益を喪失させ、一括して返済を求めるときは、権利の利益喪失通知書（別記第14号様式）により、借受人及び連帯保証人に通知するものとする。

第16条を第17条とし、第15条を第16条とし、第14条を第15条とする。

第13条の2中「あつた」を「あった」に改め、同条を第14条とする。

別記第18号様式中「第12条」を「第13条」に改め、同様式を別記第19号様式とする。

別記第17号様式中「第12条」を「第13条」に改め、

「 ※奨学生が未成年の場合

保 護 者	住 所
(父・後見人その他)	氏 名

を削り、同様式を別記第18号様式とする。

保 護 者	住 所
(母・後見人その他)	氏 名 」

別記第16号様式中「第10条の2」を「第11条の2」に改め、同様式を別記第17号様式とする。

別記第15号様式中「第10条」を「第11条」に改め、

「 ※奨学生が未成年の場合

保 護 者 住 所
(父・後見人その他) 氏 名

を削り、同様式を別記第16号様式とする。

保 護 者 住 所
(母・後見人その他) 氏 名」

別記第14号様式中「第9条」を「第10条」に改め、

「 ※奨学生が未成年の場合

保 護 者 住 所
(父・後見人その他) 氏 名

を削り、同様式を別記第15号様式とし、別記

保 護 者 住 所
(母・後見人その他) 氏 名」

第13号の2様式の次に次の1様式を加える。

期限の利益喪失通知書

年 月 日

様

茂原市教育委員会 印

下記奨学資金返還債務について、権利の期限を喪失したので、茂原市奨学資金貸付条例施行規則第9条の規定により通知します。

1 決定内容

決 定 番 号	第 一 号
貸 付 け を 受 け た 金 額	円
返 済 済 み 額	円
返 済 残 額	円
期 限 の 喪 失 日	年 月 日

2 期限の利益の喪失理由

別記第1号様式を次のように改める。

奨学資金貸付申請書

年 月 日

(宛先) 茂原市教育委員会

奨学資金の貸付けを受けたいので、確認事項を承認し同意のうえ、茂原市奨学資金貸付条例第6条の規定により関係書類を添えて申請します。

(確認事項)

- ・裏面「茂原市奨学資金貸付金に関わる届出・返済等について」の内容を理解し、遵守すること。
- ・この申請から奨学資金の返済が終了するまで、教育委員会が奨学資金貸付に関わる事項の公簿の閲覧(住民基本台帳、課税台帳等)、学校又は勤務先に照会すること。
- ・連帯保証人は、裏面「茂原市奨学資金貸付金に関わる届出・返済等について」に従い、民法(明治29年法律第89号)第454条の規定により、申請者と連帯して奨学資金の債務を負担すること。

申請者 〒 _____
住 所 _____
電話番号 () _____
ふりがな _____
氏 名 _____
生年月日 _____ 年 月 日(満 歳)

連帯保証人 〒 _____
(保護者) 住 所 _____
電話番号 () _____
ふりがな _____
氏 名 _____ 実印
生年月日 _____ 年 月 日(満 歳)

連帯保証人 〒 _____
(保護者以外) 住 所 _____
電話番号 () _____
ふりがな _____
氏 名 _____ 実印
生年月日 _____ 年 月 日(満 歳)
申請者との続柄 _____

※申請者が未成年の場合は、保護者が上記申請者の奨学資金貸付の申請に同意のうえ、両親(いずれかがいないときは一人)又は後見人等が、自署してください。

保 護 者 住 所 _____
(父・後見人その他) 氏 名 _____

保 護 者 住 所 _____
(母・後見人その他) 氏 名 _____

奨学資金 貸付 申請額	修学費	月額	円	年	月から			
	就学支度費	(入学時のみ)	円	年	月まで			
入学・在学 の名称等	国	大学	科					
	公立	専修学校						
	私	高等専門学校	課程					
	入学予定・第 学年		昼間・夜間・通信					
	所在地	〒	—	電話	()			
学費の 内訳	入学金	円		通学 区分	自宅通学 ・ 自宅外通学			
	授業料	円						
	その他(教材費等)	円						
学歴	年 月 立		高等学校卒業(見込み)					
申請理由	(具体的に記入してください。)							
家族構成 (申請者は除く。)	就学者以外の者	続柄	氏名	年齢	職業	勤務先名	本市 奨学資金 利用状況	
							有・無	
							有・無	
							有・無	
							有・無	
	就学者	続柄	氏名	年齢	学年	在学学校名	通学 区分	本市 奨学資金 利用状況
							自宅・ 自宅外	有・無
							自宅・ 自宅外	有・無
							自宅・ 自宅外	有・無
							自宅・ 自宅外	有・無
連帯保証人	保護者			保護者以外				
	氏名							
	勤務先住所	〒			〒			
	勤務先名称	電話 ()			電話 ()			
	備考							

※他の奨学金制度の申請状況

独立行政法人日本学生支援機構	借受け中 ・ 決定済み ・ 申請中 ・ 申請予定 ・ 利用しない
借受け中・決定済みのときの種類	第一種奨学金(無利子) ・ 第二種奨学金(有利子) ・ 併用
その他 ()	借受け中 ・ 決定済み ・ 申請中 ・ 申請予定 ・ 利用しない

(茂原市奨学資金貸付金に関わる届出・返済等について)

用語の意義

- (1) 奨学資金 茂原市奨学資金貸付条例の定めるところにより貸し付ける学資をいう。
- (2) 奨学生 奨学資金の貸付けを受ける者をいう。
- (3) 借受人 奨学資金の貸付けが終了した者をいう。
- (4) 保護者 未成年の場合にあつては親権を行う者、後見人その他の者で未成年者を現に監護するものをい
い、成年の場合にあつては父母又はこれらに準ずる者をいう。
- (5) 連帯保証人 民法(明治29年法律第89号)第454条の規定により奨学生又は借受人と連帯して奨学資金
返済の債務を負担する者をいう。

届出に関わる事項

(誓約書の提出) 茂原市奨学資金貸付条例施行規則(以下「施行規則」という。)第5条

奨学資金の貸付けの決定を受けた者は、誓約書を教育委員会が定める期日までに遅滞なく提出しなければならない。

(奨学資金受領書の提出) 施行規則第5条の3

奨学資金は、毎年5月(上半期分)と9月(下半期分)の末日までに、6か月分ずつ茂原市指定金融機関である千葉銀行の奨学生名義の口座(ただし、インターネット支店、海外支店等を除く)に振り込む。奨学生は、奨学資金を受領したときは、奨学資金受領書をその都度教育委員会が定める期日までに遅滞なく提出しなければならない。

(届出の義務) 茂原市奨学資金貸付条例(以下「条例」という。)第10条

施行規則第7条、第14条

奨学生又は借受人は、次の各号の一に該当するに至ったときは、直ちに教育委員会に届け出なければならない。

- (1) 奨学資金の貸付けを辞退しようとするとき。
- (2) 退学したとき。
- (3) 停学の処分を受けたとき。
- (4) 休学したとき。
- (5) 長期欠席(引き続き1月以上の欠席をいう。)したとき。
- (6) 転学したとき。
- (7) 氏名、住所その他重要な事項に変更のあったとき。
- (8) (3)、(4)、(5)の届出をした者で、当該各号の事由がなくなったとき。
- (9) 連帯保証人の氏名、住所その他重要な事項を変更したとき。
- (10) 連帯保証人を変更したとき。

(現況報告書の提出) 施行規則第16条

奨学生は、奨学資金の貸付けを受けている間は、現況報告書を教育委員会が定める期日までに遅滞なく提出しなければならない。

(借用証書の提出) 施行規則第8条

借受人は、奨学資金の貸付けが終了したときは、奨学資金借用証書を教育委員会が定める期日までに遅滞なく提出しなければならない。

(死亡の届出) 施行規則第15条

奨学生又は借受人が死亡したときは、連帯保証人は直ちに教育委員会に届け出なければならない。

返済に関わる事項

(返済) 条例第15条

借受人は、奨学資金の貸付けが終了した月の6か月後から在学中貸付けを受けた月数の3倍に相当する期間内に借り受けた奨学資金の全額を月賦又は半年賦で返済しなければならない。ただし、その全額又は一部を繰り上げて返済することができる。

貸付と同様、千葉銀行各支店口座(ただし、インターネット支店、海外支店等を除く)を使用し、口座振替により返済すること。

(期限の利益喪失) 施行規則第9条

借受人が、次の各号のいずれかに該当するときは、教育委員会は、当該奨学資金の返済に係る期限の利益を喪失させ、借受人及び天体保証人に対し、奨学資金を一括して返済することを求めることができる。

- (1) 返済に係る書類の提出を怠ったとき。
- (2) 住所、氏名その他届出を要する事項について変更の届出を怠り、相当の期間にわたり教育委員会と連絡が取れないとき。
- (3) 正当な理由なく、奨学資金の返済を継続して怠ったとき。
- (4) 前各号に掲げるもののほか、返済義務の履行が著しく困難であると教育委員会が認めるとき。

2 教育委員会は、前項の規程により権利の利益を喪失させ、一括して返済を求めるときは、期限の利益喪失通知書(別記第14号様式)により、借受人及び連帯保証人に通知するものとする。

(利子) 条例第17条、施行規則第12条

奨学資金には利子は付けない(無利子)。

ただし、返済期日までに返済がなかった場合は、その納期の翌日から納付の日までの期間に応じ、茂原市延滞金徴収条例(昭和47年茂原市条例第52号)の規定により計算した延滞金額を加算して納付しなければならない。

年の延滞金の利率

- | | | |
|---------------------------------|------|---|
| ・納期限の翌日から起算して1月を経過する日までの期間 | ・・・年 | % |
| ・納期限の翌日から1月を経過する日の翌日以降納付の日までの期間 | ・・・年 | % |

(法的回収手続き)

返済期日までに返済がなかった場合は、教育委員会は督促・催告を行い、なお教育委員会が定める期日までに納付がないときは、教育委員会は法的回収手続きを行使する。

別記第3号様式、別記第3号の2様式、別記第12号の2様式及び別記第13号様式中

「 ※奨学生が未成年の場合

保 護 者	住 所
(父・後見人その他)	氏 名

を削る。

保 護 者	住 所
(母・後見人その他)	氏 名

別記第20号様式を次のように改める。

連帯保証人変更届

年 月 日

(宛先)茂原市教育委員会

奨学生又は借受人 住 所
 電話番号 ()
 氏 名

連帯保証人を変更しましたので、次のとおり関係書類を添えて届け出ます。

決 定 番 号		第 一 号	
区 分		変更前	変更後
連帯保証人(保護者)	ふりがな		
	氏名		
	住 所		
	電 話 番 号	()	()
	生 年 月 日	年 月 日生	年 月 日生 (満 歳)
	勤務先住所	〒 -	
	電 話 番 号		()
	勤務先名称		
	変更年月日	年 月 日	
	変更の理由		
連帯保証人(保護者以外)	ふりがな		
	氏名		
	住 所		
	電 話 番 号	()	()
	生 年 月 日	年 月 日生	年 月 日生 (満 歳)
	勤務先住所	〒 -	
	電 話 番 号		()
	勤務先名称		
	奨学生又は借受人との続柄		
	変更年月日	年 月 日	
変更の理由			

茂原市奨学資金貸付・返済内容

決 定 番 号	第 一 号
奨学生又は借受人氏名	

(貸付内容)

種 類	修 学 費	就学支度費
貸 付 金 額	月 額 円	円
貸 付 期 間	年 月 から	年 月 まで

(返済内容)

貸付けを受けた額	円
返 済 期 間	年 月 から 年 月 まで
返 済 方 法	月 賦 ・ 半 年 賦 ・ 一 括
返 済 済 み 額	円
返 済 残 額	円

私は、上記奨学生(借受人)の連帯保証人として、民法(明治29年法律第89号)第454条の規定により、借受人と連帯して奨学資金の債務を負担することを保証します。

この申請から奨学資金の返済が終了するまで、教育委員会が奨学資金貸付に関わる事項の公簿の閲覧(住民基本台帳、課税台帳等)、勤務先に照会することに同意します。

また、裏面「茂原市奨学資金貸付金に関わる届出・返済等について」の内容を理解し、遵守します。

連帯保証人 (保護者) 署名日 年 月 日
住所 氏 名 実印

連帯保証人 (保護者以外) 署名日 年 月 日
住所 氏 名 実印

(添付書類)

変更後の連帯保証人 連帯保証人の住民票抄本(本籍記載のもの)

連帯保証人の印鑑登録証明書

連帯保証人の収入を証する書類

変更がない連帯保証人 すでに提出済みの印鑑登録証明書に変更のある場合は、新しい印鑑登録証明書を添付してください。

(茂原市奨学資金貸付金に関わる届出・返済等について)

用語の意義

- (1) 奨学資金 茂原市奨学資金貸付条例の定めるところにより貸し付ける学資をいう。
- (2) 奨学生 奨学資金の貸付けを受ける者をいう。
- (3) 借受人 奨学資金の貸付けが終了した者をいう。
- (4) 保護者 未成年の場合にあっては親権を行う者、後見人その他の者で未成年者を現に監護するものをいい、成年の場合にあっては父母又はこれらに準ずる者をいう。
- (5) 連帯保証人 民法(明治29年法律第89号)第454条の規定により奨学生又は借受人と連帯して奨学資金返済の債務を負担する者をいう。

届出に関わる事項

(誓約書の提出) 茂原市奨学資金貸付条例施行規則(以下「施行規則」という。)第5条

奨学資金の貸付けの決定を受けた者は、誓約書を教育委員会が定める期日までに遅滞なく提出しなければならない。

(奨学資金受領書の提出) 施行規則第5条の3

奨学資金は、毎年5月(上半期分)と9月(下半期分)の末日までに、6か月分ずつ茂原市指定金融機関である奨学生名義の千葉銀行各支店口座(ただし、インターネット支店、海外支店等を除く)に振り込む。奨学生は、奨学資金を受領したときは、奨学資金受領書をその都度教育委員会が定める期日までに遅滞なく提出しなければならない。

(届出の義務) 茂原市奨学資金貸付条例(以下「条例」という。)第10条

施行規則第7条、第14条

奨学生又は借受人は、次の各号の一に該当するに至ったときは、直ちに教育委員会に届け出なければならない。

- (1) 奨学資金の貸付けを辞退しようとするとき。
- (2) 退学したとき。
- (3) 停学の処分を受けたとき。
- (4) 休学したとき。
- (5) 長期欠席(引き続き1月以上の欠席をいう。)したとき。
- (6) 転学したとき。
- (7) 氏名、住所その他重要な事項に変更のあったとき。
- (8) (3)、(4)、(5)の届出をした者で、当該各号の事由がなくなったとき。
- (9) 連帯保証人の氏名、住所その他重要な事項を変更したとき。
- (10) 連帯保証人を変更したとき。

(現況報告書の提出) 施行規則第16条

奨学生は、奨学資金の貸付けを受けている間は、現況報告書を教育委員会が定める期日までに遅滞なく提出しなければならない。

(借用証書の提出) 施行規則第8条

借受人は、奨学資金の貸付けが終了したときは、奨学資金借用証書を教育委員会が定める期日までに遅滞なく提出しなければならない。

(死亡の届出) 施行規則第15条

奨学生又は借受人が死亡したときは、連帯保証人は直ちに教育委員会に届け出なければならない。

返済に関わる事項

(返済) 条例第15条

借受人は、奨学資金の貸付けが終了した月の6か月後から在学中貸付けを受けた月数の3倍に相当する期間内に借り受けた奨学資金の全額を月賦又は半年賦で返済しなければならない。ただし、その全額又は一部を繰り上げて返済することができる。

貸付と同様、千葉銀行各支店口座(ただし、インターネット支店、海外支店等を除く)を使用し、口座振替により返済すること。

(期限の利益喪失) 施行規則第9条

借受人が、次の各号のいずれかに該当するときは、教育委員会は、当該奨学資金の返済に係る期限の利益を喪失させ、借受人及び天体保証人に対し、奨学資金を一括して返済するとことを求めることができる。

- (1) 返済に係る書類の提出を怠ったとき。
- (2) 住所、氏名その他届出を要する事項について変更の届出を怠り、相当の期間にわたり教育委員会と連絡が取れないとき。
- (3) 正当な理由なく、奨学資金の返済を継続して怠ったとき。
- (4) 前各号に掲げるもののほか、返済義務の履行が著しく困難であると教育委員会が認めるとき。

2 教育委員会は、前項の規程により権利の利益を喪失させ、一括して返済を求めるときは、期限の利益喪失通知書(別記第14号様式)により、借受人及び連帯保証人に通知するものとする。

(利子) 条例第17条、施行規則第12条

奨学資金には利子は付けない(無利子)。

ただし、返済期日までに返済がなかった場合は、その納期の翌日から納付の日までの期間に応じ、茂原市延滞金徴収条例(昭和47年茂原市条例第52号)の規定により計算した延滞金額を加算して納付しなければならない。

年の延滞金の利率

- | | | |
|---------------------------------|------|---|
| ・納期限の翌日から起算して1月を経過する日までの期間 | ・・・年 | % |
| ・納期限の翌日から1月を経過する日の翌日以降納付の日までの期間 | ・・・年 | % |

(法的回収手続き)

返済期日までに返済がなかった場合は、教育委員会は督促・催告を行い、なお教育委員会が定める期日までに納付がないときは、教育委員会は法的回収手続きを行使する。

別記第21号様式中「第13条の2」を「第14条」に改める。

別記第22号様式中「第14条」を「第15条」に改める。

別記第23号様式中「第15条」を「第16条」に改める。

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。

提案理由 奨学資金返還に係る債権管理の適正化及び法的安定性の確保を図るため、
所要の改正をしようとするものです。

茂原市奨学資金貸付条例施行規則の一部を改正する規則新旧対照表

改正後	現 行
<p>(届出の義務)</p> <p>第 7 条 奨学生又は借受人が、<u>次の各号のいずれかに該当するに至ったときは</u>、直ちに奨学生・借受人異動届（別記第 4 号様式）を教育委員会に届け出なければならない。</p> <p>(1) ～ (6) (略)</p> <p>(7) 氏名、住所その他重要な事項に変更の<u>あつた</u>とき。</p> <p>2 前項第 3 号、第 4 号又は第 5 号の規定により届出をした者は、当該各号の事由が<u>なくなつた</u>ときは、直ちに復学届（別記第 1 1 号様式）を教育委員会に提出しなければならない。</p> <p>(奨学資金の額の変更)</p> <p>第 7 条の 3 (略)</p> <p>2 教育委員会は、前項の規定による申請が<u>あつた</u>ときは、その可否を決定し、奨学資金貸付額変更決定通知書（別記第 1 2 号の 3 様式）により、奨学生に通知するものとする。</p> <p><u>(期限の利益喪失)</u></p> <p>第 9 条 借受人が、<u>次の各号のいずれかに該当するときは</u>、教育委員会は、<u>当該奨学資金の返済に係る期限の利益を喪失させ、借受人及び連帯保証人に対し、奨学資金を一括して返済することを求めることができる。</u></p> <p><u>(1) 返済に係る書類の提出を怠つたとき。</u></p> <p><u>(2) 住所、氏名その他届出を要する事項について変更の届出を怠り、相当の期間にわたり教育委員会と連絡が取れないとき。</u></p> <p><u>(3) 正当な理由なく、奨学資金の返済を継続して怠つたとき。</u></p> <p><u>(4) 前各号に掲げるもののほか、返済義務の履行が著しく困難であると</u></p>	<p>(届出の義務)</p> <p>第 7 条 奨学生又は借受人が、<u>次の各号の一に該当するに至つたときは</u>、直ちに奨学生・借受人異動届（別記第 4 号様式）を教育委員会に届け出なければならない。</p> <p>(1) ～ (6) (略)</p> <p>(7) 氏名、住所その他重要な事項に変更の<u>あつた</u>とき。</p> <p>2 前項第 3 号、第 4 号又は第 5 号の規定により届出をした者は、当該各号の事由が<u>なくなつた</u>ときは、直ちに復学届（別記第 1 1 号様式）を教育委員会に提出しなければならない。</p> <p>(奨学資金の額の変更)</p> <p>第 7 条の 3 (略)</p> <p>2 教育委員会は、前項の規定による申請が<u>あつた</u>ときは、その可否を決定し、奨学資金貸付額変更決定通知書（別記第 1 2 号の 3 様式）により、奨学生に通知するものとする。</p>

議案第1号参考資料

改正後	現行
<p><u>教育委員会が認めるとき。</u></p> <p><u>2 教育委員会は、前項の規定により権利の利益を喪失させ、一括して返済を求めるときは、権利の利益喪失通知書（別記第14号様式）により、借受人及び連帯保証人に通知するものとする。</u></p> <p>（返済の猶予）</p> <p><u>第10条</u> 条例第16条の規定により奨学資金の返済の猶予を受けようとする者は、奨学資金返済猶予申請書（別記第15号様式）を教育委員会に提出しなければならない。</p> <p>（返済の免除）</p> <p><u>第11条</u> 条例第18条の規定により奨学資金の返済の債務の免除を受けようとする者は、奨学資金返済免除申請書（別記第16号様式）を教育委員会に提出しなければならない。</p> <p>（返済の猶予又は免除の決定）</p> <p><u>第11条の2</u> 教育委員会は、<u>第10条</u>の規定による奨学資金の返済の猶予又は前条の規定による奨学資金の返済の免除の申請があつたときは、その可否を決定し、当該申請をした者に奨学資金返済猶予・免除決定通知書（別記第17号様式）により通知するものとする。</p> <p>（延滞利子）</p> <p><u>第12条</u> （略）</p> <p>（延滞利子の減免）</p> <p><u>第13条</u> 借受人は、延滞利子の減免を受けようとする場合は、奨学資金延滞利子減免申請書（別記第18号様式）を教育委員会に提出しなければならない。</p> <p>2 教育委員会は、借受人が奨学資金を返済すべき日までに返済しなかつたこ</p>	<p>（返済の猶予）</p> <p><u>第9条</u> 条例第16条の規定により奨学資金の返済の猶予を受けようとする者は、奨学資金返済猶予申請書（別記第14号様式）を教育委員会に提出しなければならない。</p> <p>（返済の免除）</p> <p><u>第10条</u> 条例第18条の規定により奨学資金の返済の債務の免除を受けようとする者は、奨学資金返済免除申請書（別記第15号様式）を教育委員会に提出しなければならない。</p> <p>（返済の猶予又は免除の決定）</p> <p><u>第10条の2</u> 教育委員会は、<u>第9条</u>の規定による奨学資金の返済の猶予又は前条の規定による奨学資金の返済の免除の申請があつたときは、その可否を決定し、当該申請をした者に奨学資金返済猶予・免除決定通知書（別記第16号様式）により通知するものとする。</p> <p>（延滞利子）</p> <p><u>第11条</u> （略）</p> <p>（延滞利子の減免）</p> <p><u>第12条</u> 借受人は、延滞利子の減免を受けようとする場合は、奨学資金延滞利子減免申請書（別記第17号様式）を教育委員会に提出しなければならない。</p> <p>2 教育委員会は、借受人が奨学資金を返済すべき日までに返済しなかつたこ</p>

議案第1号参考資料

改正後	現行
<p>とについて、やむを得ない理由があると認めるときは、延滞利子を減免することができる。この場合において、当該借受人への通知は、奨学資金延滞利子減免決定通知書（別記第19号様式）とする。</p>	<p>とについて、やむを得ない理由があると認めるときは、延滞利子を減免することができる。この場合において、当該借受人への通知は、奨学資金延滞利子減免決定通知書（別記第18号様式）とする。</p>
<p>（連帯保証人の変更の届出）</p>	<p>第13条 削除 （連帯保証人の変更の届出）</p>
<p>第14条 奨学生及び借受人は、連帯保証人を変更し、又は連帯保証人の氏名、住所その他重要な事項に変更があつたときは、直ちに連帯保証人変更届（別記第20号様式）又は連帯保証人氏名等変更届（別記第21号様式）を教育委員会に提出しなければならない。</p>	<p>第13条の2 奨学生及び借受人は、連帯保証人を変更し、又は連帯保証人の氏名、住所その他重要な事項に変更があつたときは、直ちに連帯保証人変更届（別記第20号様式）又は連帯保証人氏名等変更届（別記第21号様式）を教育委員会に提出しなければならない。</p>
<p>（死亡の届出）</p>	<p>（死亡の届出）</p>
<p>第15条 （略）</p>	<p>第14条 （略）</p>
<p>（現況報告書の提出）</p>	<p>（現況報告書の提出）</p>
<p>第16条 （略）</p>	<p>第15条 （略）</p>
<p>（委任）</p>	<p>（委任）</p>
<p>第17条 （略）</p>	<p>第16条 （略）</p>
<p>第14号様式（第9条）</p>	<p>第14号様式（第9条）</p>
<p>第15号様式（第10条）</p>	<p>（略）</p>
<p>（略）</p>	<p>第15号様式（第10条）</p>
<p>第16号様式（第11条）</p>	<p>（略）</p>
<p>（略）</p>	<p>第16号様式（第10条の2）</p>
<p>第17号様式（第11条の2）</p>	<p>（略）</p>
<p>（略）</p>	<p>第17号様式（第12条）</p>
<p>第18号様式（第13条）</p>	

議案第1号参考資料

改正後	現行
<p>(略)</p> <p>第19号様式 (第13条)</p> <p>(略)</p> <p>第20号様式 (第14条)</p> <p>(略)</p> <p>第21号様式 (第14条)</p> <p>(略)</p> <p>第22号様式 (第15条)</p> <p>(略)</p> <p>第23号様式 (第16条)</p> <p>(略)</p>	<p>(略)</p> <p>第18号様式 (第12条)</p> <p>(略)</p> <p>第20号様式 (第13条の2)</p> <p>(略)</p> <p>第21号様式 (第13条の2)</p> <p>(略)</p> <p>第22号様式 (第14条)</p> <p>(略)</p> <p>第23号様式 (第15条)</p> <p>(略)</p>

議案第 1 号参考資料 様式新旧対照表

別記第 1 号様式(第 2 条)

奨学資金貸付申請書

年 月 日

(宛先) 茂原市教育委員会

奨学資金の貸付けを受けたいので、確認事項を承認し同意のうえ、茂原市奨学資金貸付条例第 6 条の規定により関係書類を添えて申請します。

(確認事項)

- ・裏面「茂原市奨学資金貸付金に関わる届出・返済等について」の内容を理解し、遵守すること。
- ・この申請から奨学資金の返済が終了するまで、教育委員会が奨学資金貸付に関わる事項の公簿の閲覧(住民基本台帳、課税台帳等)、学校又は勤務先に照会すること。
- ・連帯保証人は、裏面「茂原市奨学資金貸付金に関わる届出・返済等について」に従い、民法(明治 29 年法律第 89 号)第 454 条の規定により、申請者と連帯して奨学資金の債務を負担すること。

申請者 〒 -
 住 所
 電話番号 ()
 ふりがな
 氏 名
 生年月日 年 月 日(満 歳)

連帯保証人 〒 -
 (保護者) 住 所
 電話番号 ()
 ふりがな
 氏 名 実印
 生年月日 年 月 日(満 歳)

連帯保証人 〒 -
 (保護者以外) 住 所
 電話番号 ()
 ふりがな
 氏 名 実印
 生年月日 年 月 日(満 歳)
 申請者との続柄

※申請者が未成年の場合は、保護者が上記申請者の奨学資金貸付の申請に同意のうえ、両親(いずれかかいないときは一人)又は後見人等が、自署してください。

保護者 住 所
 (父・後見人その他) 氏 名

保護者 住 所
 (母・後見人その他) 氏 名

別記第 1 号様式(第 2 条)

奨学資金貸付申請書

年 月 日

(宛先) 茂原市教育委員会

奨学資金の貸付けを受けたいので、確認事項を承認し同意のうえ、茂原市奨学資金貸付条例第 6 条の規定により関係書類を添えて申請します。

(確認事項)

- ・裏面「茂原市奨学資金貸付金に関わる届出・返済等について」の内容を理解し、遵守すること。
- ・この申請から奨学資金の返済が終了するまで、教育委員会が奨学資金貸付に関わる事項の公簿の閲覧(住民基本台帳、課税台帳等)、学校又は勤務先に照会すること。
- ・連帯保証人は、裏面「茂原市奨学資金貸付金に関わる届出・返済等について」に従い、民法(明治 29 年法律第 89 号)第 454 条の規定により、申請者と連帯して奨学資金の債務を負担すること。

申請者 〒 -
 住 所
 電話番号 ()
 ふりがな
 氏 名
 生年月日 年 月 日(満 歳)

連帯保証人 〒 -
 (保護者) 住 所
 電話番号 ()
 ふりがな
 氏 名 実印
 生年月日 年 月 日(満 歳)

連帯保証人 〒 -
 (保護者以外) 住 所
 電話番号 ()
 ふりがな
 氏 名 実印
 生年月日 年 月 日(満 歳)
 申請者との続柄

※申請者が未成年の場合は、保護者が上記申請者の奨学資金貸付の申請に同意のうえ、両親(いずれかかいないときは一人)又は後見人等が、自署してください。

保護者 住 所
 (父・後見人その他) 氏 名

保護者 住 所
 (母・後見人その他) 氏 名

奨学資金 貸付 申請額	修学費	月額	円		年	月から	年	月まで	
	就学支度費	(入学時のみ)		円					
入学・在学 の名称等	国	大学		科					
	公立	専修学校		課程					
	私	高等専門学校		課程					
		入学予定・第		学年	昼間・夜間・通信				
所在地		〒		-		電話		()	
学費の内 訳	入学金	円	通学	自宅通学					
	授業料	円	区分	自宅外通学					
その他(教材費等)		円							
学歴	年		月	立	高等学校卒業(見込み)				
申請理由	(具体的に記入してください。)								
家族構成 (申請者は除く。)	就学者以外の者	続柄	氏名	年齢	職業	勤務先名	本市奨学資金利用状況		
							有・無		
							有・無		
							有・無		
							有・無		
	就学者	続柄	氏名	年齢	学年	在学学校名	通学区分	本市奨学資金利用状況	
							自宅・自宅外	有・無	
							自宅・自宅外	有・無	
							自宅・自宅外	有・無	
							自宅・自宅外	有・無	
連帯保証人	保護者			保護者以外					
	氏名								
	勤務先住所	〒			-				
	勤務先名称	電話			()				
	備考								

奨学資金 貸付 申請額	修学費	月額	円		年	月から	年	月まで	
	就学支度費	(入学時のみ)		円					
入学・在学 の名称等	国	大学		科					
	公立	専修学校		課程					
	私	高等専門学校		課程					
		入学予定・第		学年	昼間・夜間・通信				
所在地		〒		-		電話		()	
学費の内 訳	入学金	円	通学	自宅通学					
	授業料	円	区分	自宅外通学					
その他(教材費等)		円							
学歴	年		月	立	高等学校卒業(見込み)				
申請理由	(具体的に記入してください。)								
家族構成 (申請者は除く。)	就学者以外の者	続柄	氏名	年齢	職業	勤務先名	本市奨学資金利用状況		
							有・無		
							有・無		
							有・無		
							有・無		
	就学者	続柄	氏名	年齢	学年	在学学校名	通学区分	本市奨学資金利用状況	
							自宅・自宅外	有・無	
							自宅・自宅外	有・無	
							自宅・自宅外	有・無	
							自宅・自宅外	有・無	
連帯保証人	保護者			保護者以外					
	氏名								
	勤務先住所	〒			-				
	勤務先名称	電話			()				
	備考								

※他の奨学金制度の申請状況

独立行政法人日本学生支援機構	借受け中・決定済み・申請中・申請予定・利用しない
借受け中・決定済みのときの種類	第一種奨学金(無利子)・第二種奨学金(有利子)・併用
その他 ()	借受け中・決定済み・申請中・申請予定・利用しない

(茂原市奨学金貸付金に関わる届出・返済等について)

用語の意義

- (1) 奨学金 茂原市奨学金貸付条例の定めるところにより貸し付ける学資をいう。
- (2) 奨学生 奨学金の貸付けを受ける者をいう。
- (3) 借受人 奨学金の貸付けが終了した者をいう。
- (4) 保護者 未成年の場合にあっては親権を行う者、後見人その他の者で未成年者を現に監護するものを用い、成年の場合にあっては父母又はこれらに準ずる者をいう。
- (5) 連帯保証人 民法(明治29年法律第89号)第454条の規定により奨学生又は借受人と連帯して奨学金返済の債務を負担する者をいう。

届出に関わる事項

(誓約書の提出) 茂原市奨学金貸付条例施行規則(以下「施行規則」という。)第5条

奨学金の貸付けの決定を受けた者は、誓約書を教育委員会が定める期日までに遅滞なく提出しなければならない。

(奨学金受領書の提出) 施行規則第5条の3

奨学金は、毎年5月(上半期分)と9月(下半期分)の末日までに、6か月分ずつ茂原市指定金融機関である千葉銀行の奨学生名義の口座(ただし、インターネット支店、海外支店等を除く)に振り込む。奨学生は、奨学金を受領したときは、奨学金受領書をその都度教育委員会が定める期日までに遅滞なく提出しなければならない。

(届出の義務) 茂原市奨学金貸付条例(以下「条例」という。)第10条

施行規則第7条、第14条

奨学生又は借受人は、次の各号の一に該当するに至ったときは、直ちに教育委員会に届け出なければならない。

- (1) 奨学金の貸付けを辞退しようとするとき。
- (2) 退学したとき。
- (3) 停学の処分を受けたとき。
- (4) 休学したとき。
- (5) 長期欠席(引き続き1月以上の欠席をいう。)したとき。
- (6) 転学したとき。
- (7) 氏名、住所その他重要な事項に変更のあったとき。
- (8) (3)、(4)、(5)の届出をした者で、当該各号の事由がなくなったとき。
- (9) 連帯保証人の氏名、住所その他重要な事項を変更したとき。
- (10) 連帯保証人を変更したとき。

※他の奨学金制度の申請状況

独立行政法人日本学生支援機構	借受け中・決定済み・申請中・申請予定・利用しない
借受け中・決定済みのときの種類	第一種奨学金(無利子)・第二種奨学金(有利子)・併用
その他 ()	借受け中・決定済み・申請中・申請予定・利用しない

(茂原市奨学金貸付金に関わる届出・返済等について)

用語の意義

- (1) 奨学金 茂原市奨学金貸付条例の定めるところにより貸し付ける学資をいう。
- (2) 奨学生 奨学金の貸付けを受ける者をいう。
- (3) 借受人 奨学金の貸付けが終了した者をいう。
- (4) 保護者 未成年の場合にあっては親権を行う者、後見人その他の者で未成年者を現に監護するものを用い、成年の場合にあっては父母又はこれらに準ずる者をいう。
- (5) 連帯保証人 民法(明治29年法律第89号)第454条の規定により奨学生又は借受人と連帯して奨学金返済の債務を負担する者をいう。

届出に関わる事項

(誓約書の提出) 茂原市奨学金貸付条例施行規則(以下「施行規則」という。)第5条

奨学金の貸付けの決定を受けた者は、誓約書を教育委員会が定める期日までに遅滞なく提出しなければならない。

(奨学金受領書の提出) 施行規則第5条の3

奨学金は、毎年5月(上半期分)と9月(下半期分)の末日までに、6か月分ずつ茂原市指定金融機関である千葉銀行の奨学生名義の口座(ただし、インターネット支店、海外支店等を除く)に振り込む。奨学生は、奨学金を受領したときは、奨学金受領書をその都度教育委員会が定める期日までに遅滞なく提出しなければならない。

(届出の義務) 茂原市奨学金貸付条例(以下「条例」という。)第10条

施行規則第7条、第13条の2

奨学生又は借受人は、次の各号の一に該当するに至ったときは、直ちに教育委員会に届け出なければならない。

- (1) 奨学金の貸付けを辞退しようとするとき。
- (2) 退学したとき。
- (3) 停学の処分を受けたとき。
- (4) 休学したとき。
- (5) 長期欠席(引き続き1月以上の欠席をいう。)したとき。

(現況報告書の提出) 施行規則第16条

奨学生は、奨学資金の貸付けを受けている間は、現況報告書を教育委員会が定める期日までに遅滞なく提出しなければならない。

(借用証書の提出) 施行規則第8条

借受人は、奨学資金の貸付けが終了したときは、奨学資金借用証書を教育委員会が定める期日までに遅滞なく提出しなければならない。

(死亡の届出) 施行規則第15条

奨学生又は借受人が死亡したときは、連帯保証人は直ちに教育委員会に届け出なければならない。

返済に関わる事項

(返済) 条例第15条

借受人は、奨学資金の貸付けが終了した月の6か月後から在学中貸付けを受けた月数の3倍に相当する期間内に借り受けた奨学資金の全額を月賦又は半年賦で返済しなければならない。ただし、その全額又は一部を繰り上げて返済することができる。

貸付と同様、千葉銀行各支店口座（ただし、インターネット支店、海外支店等を除く）を使用し、口座振替により返済すること。

(期限の利益喪失) 施行規則第9条

借受人が、次の各号のいずれかに該当するときは、教育委員会は、当該奨学資金の返済に係る期限の利益を喪失させ、借受人及び天体保証人に対し、奨学資金を一括して返済することを求めることができる。

- (1) 返済に係る書類の提出を怠ったとき。
- (2) 住所、氏名その他届出を要する事項について変更の届出を怠り、相当の期間にわたり教育委員会と連絡が取れないとき。
- (3) 正当な理由なく、奨学資金の返済を継続して怠ったとき。
- (4) 前各号に掲げるもののほか、返済義務の履行が著しく困難であると教育委員会が認めるとき。

2 教育委員会は、前項の規程により権利の利益を喪失させ、一括して返済を求めるときは、期限の利益喪失通知書(別記第14号様式)により、借受人及び連帯保証人に通知するものとする。

(利子) 条例第17条、施行規則第12条

奨学資金には利子は付けない(無利子)。

ただし、返済期日までに返済がなかった場合は、その納期の翌日から納付の日までの期間に応じ、茂原市延滞金徴収条例(昭和47年茂原市条例第52号)の規定により計算した延滞金額を加算して納付しなければならない。

年の延滞金の利率		
・納期限の翌日から起算して1月を経過する日までの期間	・・・年	%
・納期限の翌日から1月を経過する日の翌日以降納付の日までの期間	・・・年	%

(法的回収手続き)

返済期日までに返済がなかった場合は、教育委員会は督促・催告を行い、なお教育委員会が定める期日までに納付がないときは、教育委員会は法的回収手続きを行使する。

(6) 転学したとき。

(7) 氏名、住所その他重要な事項に変更のあったとき。

(8) (3)、(4)、(5)の届出をした者で、当該各号の事由がなくなったとき。

(9) 連帯保証人の氏名、住所その他重要な事項を変更したとき。

(10) 連帯保証人を変更したとき。

(現況報告書の提出) 施行規則第15条

奨学生は、奨学資金の貸付けを受けている間は、現況報告書を教育委員会が定める期日までに遅滞なく提出しなければならない。

(借用証書の提出) 施行規則第8条

借受人は、奨学資金の貸付けが終了したときは、奨学資金借用証書を教育委員会が定める期日までに遅滞なく提出しなければならない。

(死亡の届出) 施行規則第14条

奨学生又は借受人が死亡したときは、連帯保証人は直ちに教育委員会に届け出なければならない。

返済に関わる事項

(返済) 条例第15条

借受人は、奨学資金の貸付けが終了した月の6か月後から在学中貸付けを受けた月数の3倍に相当する期間内に借り受けた奨学資金の全額を月賦又は半年賦で返済しなければならない。ただし、その全額又は一部を繰り上げて返済することができる。

貸付と同様、千葉銀行各支店口座（ただし、インターネット支店、海外支店等を除く）を使用し、口座振替により返済すること。

(利子) 条例第17条、施行規則第11条

奨学資金には利子は付けない(無利子)。

ただし、返済期日までに返済がなかった場合は、その納期の翌日から納付の日までの期間に応じ、茂原市延滞金徴収条例(昭和47年茂原市条例第52号)の規定により計算した延滞金額を加算して納付しなければならない。

年の延滞金の利率		
・納期限の翌日から起算して1月を経過する日までの期間	・・・年	%
・納期限の翌日から1月を経過する日の翌日以降納付の日までの期間	・・・年	%

(法的回収手続き)

返済期日までに返済がなかった場合は、教育委員会は督促・催告を行い、なお教育委員会が定める期日までに納付がないときは、教育委員会は法的回収手続きを行使する。

第3号様式(第5条)

誓約書

年 月 日

(宛先)茂原市教育委員会

私は、奨学資金の貸付けを受けるにあたり、茂原市奨学資金貸付条例及び同条例施行規則を遵守し、学業に励むことを誓約します。

奨学生 住所
氏名

私は、上記の誓約を誠実に履行させるとともに、連帯して奨学資金の債務を負担することを誓約します。

連帯保証人 住所
(保護者) 氏名 実印

連帯保証人 住所
(保護者以外) 氏名 実印

貸付けを受ける奨学資金

決定番号	第 一 号	
種類	修学費	就学支度費
貸付金額	月額 円	円
貸付期間	年 月分から 年 月分まで	

(添付書類) 奨学資金貸付申請書に添付した印鑑登録証明書に変更のある場合は、新しい印鑑登録証明書を添付してください。

第3号様式(第5条)

誓約書

年 月 日

(宛先)茂原市教育委員会

私は、奨学資金の貸付けを受けるにあたり、茂原市奨学資金貸付条例及び同条例施行規則を遵守し、学業に励むことを誓約します。

奨学生 住所
氏名

※奨学生が未成年の場合

保護者 住所
(父・後見人その他) 氏名

保護者 住所
(母・後見人その他) 氏名

私は、上記の誓約を誠実に履行させるとともに、連帯して奨学資金の債務を負担することを誓約します。

連帯保証人 住所
(保護者) 氏名 実印

連帯保証人 住所
(保護者以外) 氏名 実印

貸付けを受ける奨学資金

決定番号	第 一 号	
種類	修学費	就学支度費
貸付金額	月額 円	円
貸付期間	年 月分から 年 月分まで	

(添付書類) 奨学資金貸付申請書に添付した印鑑登録証明書に変更のある場合は、新しい印鑑登録証明書を添付してください。

第3号の2様式(第5条の3)

奨学資金受領書

年 月 日

(宛先)茂原市教育委員会

奨学生 住所
電話番号 ()
氏名

連帯保証人 住所
(保護者) 電話番号 ()
氏名

連帯保証人 住所
(保護者以外) 電話番号 ()
氏名

下記のとおり奨学資金を受領しました。

決定番号	第 一 号		
種類	修学費	就学支度費	受領額合計
受領額	円	円	円
期間	年 月分から 年 月分まで		

第3号の2様式(第5条の3)

奨学資金受領書

年 月 日

(宛先)茂原市教育委員会

奨学生 住所
電話番号 ()
氏名

連帯保証人 住所
(保護者) 電話番号 ()
氏名

連帯保証人 住所
(保護者以外) 電話番号 ()
氏名

※奨学生が未成年の場合

保護者 住所
(父・後見人その他) 氏名

保護者 住所
(母・後見人その他) 氏名

下記のとおり奨学資金を受領しました。

決定番号	第 一 号		
種類	修学費	就学支度費	受領額合計
受領額	円	円	円
期間	年 月分から 年 月分まで		

第12号の2様式(第7条の3)

奨学資金貸付額変更申請書

年 月 日

(宛先)茂原市教育委員会

奨学生 住所
電話番号 ()
氏名

次の理由により、奨学資金の貸付額を変更したいので申請します。

決定番号	第 一 号	
区 分	変更前	変更後
修 学 費	月額 円	月額 円
	年 月分から	年 月分から
	年 月分まで	年 月分まで
就学支度費	円	円
事 由		

(添付書類) 連帯保証人の印鑑登録証明書

上記の変更申請について同意します。

連帯保証人 住所
(保護者) 氏名 実印

連帯保証人 住所
(保護者以外) 氏名 実印

第12号の2様式(第7条の3)

奨学資金貸付額変更申請書

年 月 日

(宛先)茂原市教育委員会

奨学生 住所
電話番号 ()
氏名

次の理由により、奨学資金の貸付額を変更したいので申請します。

決定番号	第 一 号	
区 分	変更前	変更後
修 学 費	月額 円	月額 円
	年 月分から	年 月分から
	年 月分まで	年 月分まで
就学支度費	円	円
事 由		

(添付書類) 連帯保証人の印鑑登録証明書

上記の変更申請について同意します。

連帯保証人 住所
(保護者) 氏名 実印

連帯保証人 住所
(保護者以外) 氏名 実印

※奨学生が未成年の場合

上記の変更申請について保護者として同意します。

保護者 住所
(父・後見人その他) 氏名

保護者 住所
(母・後見人その他) 氏名

奨学資金借用証書

年 月 日

(宛先)茂原市教育委員会

私は、茂原市奨学資金の貸付けを受けましたので、茂原市奨学資金貸付条例及び同条例施行規則に従い、次のとおり滞りなく返還することを誓約します。

返済期日までに返済しなかった場合には、その納期の翌日から納付の日までの期間に応じ、茂原市延滞金徴収条例(昭和47年茂原市条例第52号)の規定により計算した延滞金額を加算して納付します。

年の延滞金の利率	
・納期限の翌日から起算して1月を経過する日までの期間	・・・年 %
・納期限の翌日から1月を経過する日の翌日以降納付の日までの期間	・・・年 %

また、教育委員会からの督促・催告により定める期日までに返済しなかった場合には、教育委員会から法的回収手続きを行使されても異議ありません。

借 受 人 住 所 〒 -

電話番号 ()

ふりがな

氏 名

生年月日 年 月 日

進学先又は勤務先

電話番号 ()

決 定 番 号	第 一 号
貸 付 け を 受 け た 額	円
貸 付 期 間	年 月分から 年 月分まで
返 済 期 間	年 月から 年 月まで
返 済 方 法	月賦 ・ 半年賦 ・ 一括

奨学資金借用証書

年 月 日

(宛先)茂原市教育委員会

私は、茂原市奨学資金の貸付けを受けましたので、茂原市奨学資金貸付条例及び同条例施行規則に従い、次のとおり滞りなく返還することを誓約します。

返済期日までに返済しなかった場合には、その納期の翌日から納付の日までの期間に応じ、茂原市延滞金徴収条例(昭和47年茂原市条例第52号)の規定により計算した延滞金額を加算して納付します。

年の延滞金の利率	
・納期限の翌日から起算して1月を経過する日までの期間	・・・年 %
・納期限の翌日から1月を経過する日の翌日以降納付の日までの期間	・・・年 %

また、教育委員会からの督促・催告により定める期日までに返済しなかった場合には、教育委員会から法的回収手続きを行使されても異議ありません。

借 受 人 住 所 〒 -

電話番号 ()

ふりがな

氏 名

生年月日 年 月 日

進学先又は勤務先

電話番号 ()

※借受人が未成年の場合

保 護 者 住 所
(父・後見人その他) 氏 名

保 護 者 住 所
(母・後見人その他) 氏 名

決 定 番 号	第 一 号
貸 付 け を 受 け た 額	円
貸 付 期 間	年 月分から 年 月分まで
返 済 期 間	年 月から 年 月まで
返 済 方 法	月賦 ・ 半年賦 ・ 一括

私は、借受人に表面の誓約を誠実に履行させるとともに、万一借受人が履行しないときは、民法(明治29年法律第89号)第454条の規定により、借受人と連帯して奨学資金の債務を負担することを保証します。

署名日 年 月 日
連帯保証人 住所 〒 ー
(保護者)
電話番号 ()
ふりがな
氏名 実印
生年月日 年 月 日
勤務先
電話番号 ()

署名日 年 月 日
連帯保証人 住所 〒 ー
(保護者以外)
電話番号 ()
ふりがな
氏名 実印
勤務先
電話番号 ()

(添付書類) 借受人の住民票抄本(本籍記載のもの)
連帯保証人の住民票抄本(本籍記載のもの)
連帯保証人の印鑑登録証明書

私は、借受人に表面の誓約を誠実に履行させるとともに、万一借受人が履行しないときは、民法(明治29年法律第89号)第454条の規定により、借受人と連帯して奨学資金の債務を負担することを保証します。

署名日 年 月 日
連帯保証人 住所 〒 ー
(保護者)
電話番号 ()
ふりがな
氏名 実印
生年月日 年 月 日
勤務先
電話番号 ()

署名日 年 月 日
連帯保証人 住所 〒 ー
(保護者以外)
電話番号 ()
ふりがな
氏名 実印
勤務先
電話番号 ()

(添付書類) 借受人の住民票抄本(本籍記載のもの)
連帯保証人の住民票抄本(本籍記載のもの)
連帯保証人の印鑑登録証明書

第14号様式(第9条)

期限の利益喪失通知書

年 月 日

様

茂原市教育委員会 印

下記奨学資金返還債務について、権利の期限を喪失したので、茂原市奨学資金貸付条例施行規則第9条の規定により通知します。

1 決定内容

決 定 番 号	第 一 号
貸 付 け を 受 け た 金 額	円
返 済 済 み 額	円
返 済 残 額	円
期 限 の 喪 失 日	年 月 日

2 期限の利益の喪失理由

第15号様式(第10条)

奨学資金返済猶予申請書

年 月 日

(宛先)茂原市教育委員会

借受人 住所
電話番号 ()
氏名

連帯保証人 住所
(保護者) 電話番号 ()
氏名

連帯保証人 住所
(保護者以外) 電話番号 ()
氏名

茂原市奨学資金貸付条例に基づき、奨学資金の貸付けを受けましたが、次の事由により返済の猶予を受けたいので申請します。

決定番号	第 一 号
貸付けを受けた額	円
返済済み額	円
返済残額	円
猶予を受けたい額	円
猶予を受けたい期間	年 月 日から 年 月 日まで
猶予を受けようとする理由	

(添付書類) 猶予の理由を証明することができる書類

第14号様式(第9条)

奨学資金返済猶予申請書

年 月 日

(宛先)茂原市教育委員会

借受人 住所
電話番号 ()
氏名

連帯保証人 住所
(保護者) 電話番号 ()
氏名

連帯保証人 住所
(保護者以外) 電話番号 ()
氏名

※奨学生が未成年の場合

保護者 住所
(父・後見人その他) 氏名

保護者 住所
(母・後見人その他) 氏名

茂原市奨学資金貸付条例に基づき、奨学資金の貸付けを受けましたが、次の事由により返済の猶予を受けたいので申請します。

決定番号	第 一 号
貸付けを受けた額	円
返済済み額	円
返済残額	円
猶予を受けたい額	円
猶予を受けたい期間	年 月 日から 年 月 日まで
猶予を受けようとする理由	

(添付書類) 猶予の理由を証明することができる書類

第16号様式(第11条)

奨学資金返済免除申請書

年 月 日

(宛先)茂原市教育委員会

借受人 住所
電話番号 ()
氏名

連帯保証人 住所
(保護者) 電話番号 ()
氏名

連帯保証人 住所
(保護者以外) 電話番号 ()
氏名

茂原市奨学資金貸付条例に基づき、奨学資金の貸付けを受けましたが、次の事由により返済の免除を受けたいので申請します。

決定番号	第 一 号		
貸付けを受けた額	円	返済済み額	円
返済残額	円	免除を受けたい額	円
免除を受けたい理由			

(添付書類) 連帯保証人の住民票抄本(本籍記載のもの)
連帯保証人の収入を証する書類
死亡の場合は第22号様式
心身の著しい障害の場合は証明することができる書類

第15号様式(第10条)

奨学資金返済免除申請書

年 月 日

(宛先)茂原市教育委員会

借受人 住所
電話番号 ()
氏名

連帯保証人 住所
(保護者) 電話番号 ()
氏名

連帯保証人 住所
(保護者以外) 電話番号 ()
氏名

※奨学生が未成年の場合

保護者 住所
(父・後見人その他) 氏名

保護者 住所
(母・後見人その他) 氏名

茂原市奨学資金貸付条例に基づき、奨学資金の貸付けを受けましたが、次の事由により返済の免除を受けたいので申請します。

決定番号	第 一 号		
貸付けを受けた額	円	返済済み額	円
返済残額	円	免除を受けたい額	円
免除を受けたい理由			

(添付書類) 連帯保証人の住民票抄本(本籍記載のもの)
連帯保証人の収入を証する書類
死亡の場合は第22号様式
心身の著しい障害の場合は証明することができる書類

第17号様式(第11条の2)

奨学資金返済猶予・免除決定通知書

年 月 日

様

茂原市教育委員会 印

年 月 日付けで申請のありました奨学資金の返済の猶予
免除
については、
次のとおり決定したので、茂原市奨学資金貸付条例施行規則第11条の2の規定により通
知します。

1 返済の猶予・免除の可否 猶予(免除)する ・ 猶予(免除)しない

2 決定内容

決定番号	第 一 号
返済猶予額	円
返済猶予期間	年 月 日から 年 月 日まで
返済免除額	円

3 猶予(免除)をしない理由

第16号様式(第10条の2)

奨学資金返済猶予・免除決定通知書

年 月 日

様

茂原市教育委員会 印

年 月 日付けで申請のありました奨学資金の返済の猶予
免除
については、
次のとおり決定したので、茂原市奨学資金貸付条例施行規則第10条の2の規定により通
知します。

1 返済の猶予・免除の可否 猶予(免除)する ・ 猶予(免除)しない

2 決定内容

決定番号	第 一 号
返済猶予額	円
返済猶予期間	年 月 日から 年 月 日まで
返済免除額	円

3 猶予(免除)をしない理由

第18号様式(第13条)

奨学資金延滞利子減免申請書

年 月 日

(宛先)茂原市教育委員会

借受人 住所
電話番号 ()
氏名

連帯保証人 住所
(保護者) 電話番号 ()
氏名

連帯保証人 住所
(保護者以外) 電話番号 ()
氏名

茂原市奨学資金貸付条例に基づき、奨学資金の貸付けを受けましたが、次の事由により延滞利子の減免を受けたいので申請します。

決定番号	第 一 号
減免を受けたい延滞利子の額	円
滞納額及び返済すべき期日	円(年 月 日) 円(年 月 日) 円(年 月 日)
減免を受けたい理由	

(添付書類) 減免の理由を証明することができる書類

第17号様式(第12条)

奨学資金延滞利子減免申請書

年 月 日

(宛先)茂原市教育委員会

借受人 住所
電話番号 ()
氏名

連帯保証人 住所
(保護者) 電話番号 ()
氏名

連帯保証人 住所
(保護者以外) 電話番号 ()
氏名

※奨学生が未成年の場合

保護者 住所
(父・後見人その他) 氏名

保護者 住所
(母・後見人その他) 氏名

茂原市奨学資金貸付条例に基づき、奨学資金の貸付けを受けましたが、次の事由により延滞利子の減免を受けたいので申請します。

決定番号	第 一 号
減免を受けたい延滞利子の額	円
滞納額及び返済すべき期日	円(年 月 日) 円(年 月 日) 円(年 月 日)
減免を受けたい理由	

(添付書類) 減免の理由を証明することができる書類

第19号様式(第13条)

奨学資金延滞利子減免決定通知書

年 月 日

様

茂原市教育委員会 印

年 月 日付で申請のありました奨学資金の延滞利子の減免については、次のとおり決定したので、茂原市奨学資金貸付条例施行規則第13条第2項の規定により通知します。

1 延滞利子の減免の可否 減免する ・ 減免しない

2 決定内容

決 定 番 号	第 一 号
延滞利子を減免する滞納額 及び返済期限日	円
減免する延滞利子	円

3 減免をしない理由

第18号様式(第12条)

奨学資金延滞利子減免決定通知書

年 月 日

様

茂原市教育委員会 印

年 月 日付で申請のありました奨学資金の延滞利子の減免については、次のとおり決定したので、茂原市奨学資金貸付条例施行規則第12条第2項の規定により通知します。

1 延滞利子の減免の可否 減免する ・ 減免しない

2 決定内容

決 定 番 号	第 一 号
延滞利子を減免する滞納額 及び返済期限日	円
減免する延滞利子	円

3 減免をしない理由

第20号様式(第14条)

連帯保証人変更届

年 月 日

(宛先)茂原市教育委員会

奨学生又は借受人 住 所
電話番号 ()
氏 名

連帯保証人を変更しましたので、次のとおり関係書類を添えて届け出ます。

決定番号	第 一 号	
区	変更前	変更後
連帯保証人(保護者)	ふりがな	
	氏 名	
	住 所	
	電話番号	()
	生年月日	年 月 日生 (満 歳)
	勤務先住所	〒 -
	電話番号	()
	勤務先名称	
	変更年月日	年 月 日
	変更の理由	
連帯保証人(保護者以外)	ふりがな	
	氏 名	
	住 所	
	電話番号	()
	生年月日	年 月 日生 (満 歳)
	勤務先住所	〒 -
	電話番号	()
	勤務先名称	
	奨学生又は借受人との続柄	
	変更年月日	年 月 日
変更の理由		

第20号様式(第13条の2)

連帯保証人変更届

年 月 日

(宛先)茂原市教育委員会

奨学生又は借受人 住 所
電話番号 ()
氏 名

連帯保証人を変更しましたので、次のとおり関係書類を添えて届け出ます。

決定番号	第 一 号	
区	変更前	変更後
連帯保証人(保護者)	ふりがな	
	氏 名	
	住 所	
	電話番号	()
	生年月日	年 月 日生 (満 歳)
	勤務先住所	〒 -
	電話番号	()
	勤務先名称	
	変更年月日	年 月 日
	変更の理由	
連帯保証人(保護者以外)	ふりがな	
	氏 名	
	住 所	
	電話番号	()
	生年月日	年 月 日生 (満 歳)
	勤務先住所	〒 -
	電話番号	()
	勤務先名称	
	奨学生又は借受人との続柄	
	変更年月日	年 月 日
変更の理由		

茂原市奨学資金貸付・返済内容

決定番号	第 一 号
奨学生又は借受人氏名	

(貸付内容)

種類	修学費	就学支度費
貸付金額	月額 円	円
貸付期間	年 月から 年 月まで	

(返済内容)

貸付けを受けた額	円
返済期間	年 月から 年 月まで
返済方法	月賦 ・ 半年賦 ・ 一括
返済済み額	円
返済残額	円

私は、上記奨学生(借受人)の連帯保証人として、民法(明治29年法律第89号)第454条の規定により、借受人と連帯して奨学資金の債務を負担することを保証します。

この申請から奨学資金の返済が終了するまで、教育委員会が奨学資金貸付に関わる事項の公簿の閲覧(住民基本台帳、課税台帳等)、勤務先に照会することに同意します。

また、裏面「茂原市奨学資金貸付金に関わる届出・返済等について」の内容を理解し、遵守します。

署名日 年 月 日
 連帯保証人 住所
 (保護者) 氏名 実印

署名日 年 月 日
 連帯保証人 住所
 (保護者以外) 氏名 実印

(添付書類)

- 変更後の連帯保証人 連帯保証人の住民票抄本(本籍記載のもの)
- 連帯保証人の印鑑登録証明書
- 連帯保証人の収入を証する書類
- 変更がない連帯保証人 すでに提出済みの印鑑登録証明書に変更のある場合は、新しい印鑑登録証明書を添付してください。

茂原市奨学資金貸付・返済内容

決定番号	第 一 号
奨学生又は借受人氏名	

(貸付内容)

種類	修学費	就学支度費
貸付金額	月額 円	円
貸付期間	年 月から 年 月まで	

(返済内容)

貸付けを受けた額	円
返済期間	年 月から 年 月まで
返済方法	月賦 ・ 半年賦 ・ 一括
返済済み額	円
返済残額	円

私は、上記奨学生(借受人)の連帯保証人として、民法(明治29年法律第89号)第454条の規定により、借受人と連帯して奨学資金の債務を負担することを保証します。

この申請から奨学資金の返済が終了するまで、教育委員会が奨学資金貸付に関わる事項の公簿の閲覧(住民基本台帳、課税台帳等)、勤務先に照会することに同意します。

また、裏面「茂原市奨学資金貸付金に関わる届出・返済等について」の内容を理解し、遵守します。

署名日 年 月 日
 連帯保証人 住所
 (保護者) 氏名 実印

署名日 年 月 日
 連帯保証人 住所
 (保護者以外) 氏名 実印

(添付書類)

- 変更後の連帯保証人 連帯保証人の住民票抄本(本籍記載のもの)
- 連帯保証人の印鑑登録証明書
- 連帯保証人の収入を証する書類
- 変更がない連帯保証人 すでに提出済みの印鑑登録証明書に変更のある場合は、新しい印鑑登録証明書を添付してください。

(茂原市奨学資金貸付金に関わる届出・返済等について)

用語の意義

- (1) 奨学資金 茂原市奨学資金貸付条例の定めるところにより貸し付ける学資をいう。
- (2) 奨学生 奨学資金の貸付けを受ける者をいう。
- (3) 借受人 奨学資金の貸付けが終了した者をいう。
- (4) 保護者 未成年の場合にあつては親権を行う者、後見人その他の者で未成年者を現に監護するものをいい、成年の場合にあつては父母又はこれらに準ずる者をいう。
- (5) 連帯保証人 民法(明治29年法律第89号)第454条の規定により奨学生又は借受人と連帯して奨学資金返済の債務を負担する者をいう。

届出に関わる事項

(誓約書の提出) 茂原市奨学資金貸付条例施行規則(以下「施行規則」という。)第5条

奨学資金の貸付けの決定を受けた者は、誓約書を教育委員会が定める期日までに遅滞なく提出しなければならない。

(奨学資金受領書の提出) 施行規則第5条の3

奨学資金は、毎年5月(上半期分)と9月(下半期分)の末日までに、6か月分ずつ茂原市指定金融機関である奨学生名義の千葉銀行各支店口座(ただし、インターネット支店、海外支店等を除く)に振り込む。奨学生は、奨学資金を受領したときは、奨学資金受領書をその都度教育委員会が定める期日までに遅滞なく提出しなければならない。

(届出の義務) 茂原市奨学資金貸付条例(以下「条例」という。)第10条

施行規則第7条、第14条

奨学生又は借受人は、次の各号の一に該当するに至ったときは、直ちに教育委員会に届け出なければならない。

- (1) 奨学資金の貸付けを辞退しようとするとき。
- (2) 退学したとき。
- (3) 停学の処分を受けたとき。
- (4) 休学したとき。
- (5) 長期欠席(引き続き1月以上の欠席をいう。)したとき。
- (6) 転学したとき。
- (7) 氏名、住所その他重要な事項に変更があったとき。
- (8) (3)、(4)、(5)の届出をした者で、当該各号の事由がなくなったとき。
- (9) 連帯保証人の氏名、住所その他重要な事項を変更したとき。
- (10) 連帯保証人を変更したとき。

(現況報告書の提出) 施行規則第16条

奨学生は、奨学資金の貸付けを受けている間は、現況報告書を教育委員会が定める期日までに遅滞なく提出しなければならない。

(茂原市奨学資金貸付金に関わる届出・返済等について)

用語の意義

- (1) 奨学資金 茂原市奨学資金貸付条例の定めるところにより貸し付ける学資をいう。
- (2) 奨学生 奨学資金の貸付けを受ける者をいう。
- (3) 借受人 奨学資金の貸付けが終了した者をいう。
- (4) 保護者 未成年の場合にあつては親権を行う者、後見人その他の者で未成年者を現に監護するものをいい、成年の場合にあつては父母又はこれらに準ずる者をいう。
- (5) 連帯保証人 民法(明治29年法律第89号)第454条の規定により奨学生又は借受人と連帯して奨学資金返済の債務を負担する者をいう。

届出に関わる事項

(誓約書の提出) 茂原市奨学資金貸付条例施行規則(以下「施行規則」という。)第5条

奨学資金の貸付けの決定を受けた者は、誓約書を教育委員会が定める期日までに遅滞なく提出しなければならない。

(奨学資金受領書の提出) 施行規則第5条の3

奨学資金は、毎年5月(上半期分)と9月(下半期分)の中旬までに、6か月分ずつ茂原市指定金融機関である奨学生名義の千葉銀行各支店口座(ただし、インターネット支店、海外支店等を除く)に振り込む。奨学生は、奨学資金を受領したときは、奨学資金受領書をその都度教育委員会が定める期日までに遅滞なく提出しなければならない。

(届出の義務) 茂原市奨学資金貸付条例(以下「条例」という。)第10条

施行規則第7条、第13条の2

奨学生又は借受人は、次の各号の一に該当するに至ったときは、直ちに教育委員会に届け出なければならない。

- (1) 奨学資金の貸付けを辞退しようとするとき。
- (2) 退学したとき。
- (3) 停学の処分を受けたとき。
- (4) 休学したとき。
- (5) 長期欠席(引き続き1月以上の欠席をいう。)したとき。
- (6) 転学したとき。
- (7) 氏名、住所その他重要な事項に変更があったとき。
- (8) (3)、(4)、(5)の届出をした者で、当該各号の事由がなくなったとき。
- (9) 連帯保証人の氏名、住所その他重要な事項を変更したとき。
- (10) 連帯保証人を変更したとき。

(現況報告書の提出) 施行規則第15条

奨学生は、奨学資金の貸付けを受けている間は、現況報告書を教育委員会が定める期日までに遅滞なく提出しなければならない。

(借用証書の提出) 施行規則第8条

借受人は、奨学資金の貸付けが終了したときは、奨学資金借用証書を教育委員会が定める期日までに遅滞なく提出しなければならない。

(死亡の届出) 施行規則第14条

奨学生又は借受人が死亡したときは、連帯保証人は直ちに教育委員会に届け出なければならない。

返済に関わる事項

(返済) 条例第15条

借受人は、奨学資金の貸付けが終了した月の6か月後から在学中貸付けを受けた月数の3倍に相当する期間内に借り受けた奨学資金の全額を月賦又は半年賦で返済しなければならない。ただし、その全額又は一部を繰り上げて返済することができる。

貸付と同様、千葉銀行各支店口座(ただし、インターネット支店、海外支店等を除く)を使用し、口座振替により返済すること。

(利子) 条例第17条、施行規則第11条

奨学資金には利子は付けない(無利子)。

ただし、返済期日までに返済がなかった場合は、その納期の翌日から納付の日までの期間に応じ、茂原市延滞金徴収条例(昭和47年茂原市条例第52号)の規定により計算した延滞金額を加算して納付しなければならない。

年の延滞金の利率		
・納期限の翌日から起算して1月を経過する日までの期間	・・・年	%
・納期限の翌日から1月を経過する日の翌日以降納付の日までの期間	・・・年	%

(法的回収手続き)

返済期日までに返済がなかった場合は、教育委員会は督促・催告を行い、なお教育委員会が定める期日までに納付がないときは、教育委員会は法的回収手続きを行使する。

(借用証書の提出) 施行規則第8条

借受人は、奨学資金の貸付けが終了したときは、奨学資金借用証書を教育委員会が定める期日までに遅滞なく提出しなければならない。

(死亡の届出) 施行規則第15条

奨学生又は借受人が死亡したときは、連帯保証人は直ちに教育委員会に届け出なければならない。

返済に関わる事項

(返済) 条例第15条

借受人は、奨学資金の貸付けが終了した月の6か月後から在学中貸付けを受けた月数の3倍に相当する期間内に借り受けた奨学資金の全額を月賦又は半年賦で返済しなければならない。ただし、その全額又は一部を繰り上げて返済することができる。

貸付と同様、千葉銀行各支店口座(ただし、インターネット支店、海外支店等を除く)を使用し、口座振替により返済すること。

(期限の利益喪失) 施行規則第9条

借受人が、次の各号のいずれかに該当するときは、教育委員会は、当該奨学資金の返済に係る期限の利益を喪失させ、借受人及び天体保証人に対し、奨学資金を一括して返済することを求めることができる。

- (1) 返済に係る書類の提出を怠ったとき。
- (2) 住所、氏名その他届出を要する事項について変更の届出を怠り、相当の期間にわたり教育委員会と連絡が取れないとき。
- (3) 正当な理由なく、奨学資金の返済を継続して怠ったとき。
- (4) 前各号に掲げるもののほか、返済義務の履行が著しく困難であると教育委員会が認めるとき。

2 教育委員会は、前項の規程により権利の利益を喪失させ、一括して返済を求めるときは、期限の利益喪失通知書(別記第14号様式)により、借受人及び連帯保証人に通知するものとする。

(利子) 条例第17条、施行規則第12条

奨学資金には利子は付けない(無利子)。

ただし、返済期日までに返済がなかった場合は、その納期の翌日から納付の日までの期間に応じ、茂原市延滞金徴収条例(昭和47年茂原市条例第52号)の規定により計算した延滞金額を加算して納付しなければならない。

年の延滞金の利率		
・納期限の翌日から起算して1月を経過する日までの期間	・・・年	%
・納期限の翌日から1月を経過する日の翌日以降納付の日までの期間	・・・年	%

(法的回収手続き)

返済期日までに返済がなかった場合は、教育委員会は督促・催告を行い、なお教育委員会が定める期日までに納付がないときは、教育委員会は法的回収手続きを行使する。

第21号様式(第14条)

連帯保証人氏名等変更届

年 月 日

(宛先)茂原市教育委員会

奨学生又は借受人 住 所
電話番号 ()
氏 名

次のとおり連帯保証人に変更がありましたので、関係書類を添えて届け出ます。

決定番号		第 一 号	
区 分		変更前	変更後
（連帯 保護 証 者）人	ふりがな		
	氏 名		
	住 所	〒 -	〒 -
	電話番号	()	()
	その他		
（連 保 護 者 以 外）人	ふりがな		
	氏 名		
	住 所	〒 -	〒 -
	電話番号	()	()
	その他		
変更年月日		年 月 日	
(添付書類) 氏名変更の場合は、戸籍抄本 住所変更の場合は、住民票抄本(本籍記載のもの) その他の場合は、異動を証する書類 提出済みの印鑑登録証明書に変更のある場合は、新しい印鑑登録証明書を 添付し実印を押印してください。			

連帯保証人 住 所
(保護者) 氏 名 実印

連帯保証人 住 所
(保護者以外) 氏 名 実印

第21号様式(第13条の2)

連帯保証人氏名等変更届

年 月 日

(宛先)茂原市教育委員会

奨学生又は借受人 住 所
電話番号 ()
氏 名

次のとおり連帯保証人に変更がありましたので、関係書類を添えて届け出ます。

決定番号		第 一 号	
区 分		変更前	変更後
（連帯 保護 証 者）人	ふりがな		
	氏 名		
	住 所	〒 -	〒 -
	電話番号	()	()
	その他		
（連 保 護 者 以 外）人	ふりがな		
	氏 名		
	住 所	〒 -	〒 -
	電話番号	()	()
	その他		
変更年月日		年 月 日	
(添付書類) 氏名変更の場合は、戸籍抄本 住所変更の場合は、住民票抄本(本籍記載のもの) その他の場合は、異動を証する書類 提出済みの印鑑登録証明書に変更のある場合は、新しい印鑑登録証明書を 添付し実印を押印してください。			

連帯保証人 住 所
(保護者) 氏 名 実印

連帯保証人 住 所
(保護者以外) 氏 名 実印

第2号様式(第15条)

奨学生・借受人死亡届

年 月 日

(宛先)茂原市教育委員会

連帯保証人 住 所
(保護者) 電話番号 ()
氏 名

連帯保証人 住 所
(保護者以外) 電話番号 ()
氏 名

奨学生
借受人 が死亡しましたので、次のとおり関係書類を添えて届け出ます。

決 定 番 号	第 一 号
奨学生・借受人住所	
奨学生・借受人氏名	
在 学 校 又 は 勤 務 先	
死 亡 年 月 日	年 月 日
死 因	
備 考	

(添付書類) 死亡診断書又は戸籍抄本

第2号様式(第14条)

奨学生・借受人死亡届

年 月 日

(宛先)茂原市教育委員会

連帯保証人 住 所
(保護者) 電話番号 ()
氏 名

連帯保証人 住 所
(保護者以外) 電話番号 ()
氏 名

奨学生
借受人 が死亡しましたので、次のとおり関係書類を添えて届け出ます。

決 定 番 号	第 一 号
奨学生・借受人住所	
奨学生・借受人氏名	
在 学 校 又 は 勤 務 先	
死 亡 年 月 日	年 月 日
死 因	
備 考	

(添付書類) 死亡診断書又は戸籍抄本

第23号様式(第16条)

現況報告書

年 月 日

(宛先)茂原市教育委員会

奨学生又は借受人 住 所
電話番号 ()
氏 名

年4月1日現在の現況を次のとおり報告します。

決 定 番 号	第 一 号
在 学 校 名 (学 年)	(第 学 年)
所 在 地	〒 - 電話番号 ()
健 康 状 態	

(添付書類) 在学証明書(学生証の写しは不可)

学業成績証明書の原本(学長等の印があるもの)

第23号様式(第15条)

現況報告書

年 月 日

(宛先)茂原市教育委員会

奨学生又は借受人 住 所
電話番号 ()
氏 名

年4月1日現在の現況を次のとおり報告します。

決 定 番 号	第 一 号
在 学 校 名 (学 年)	(第 学 年)
所 在 地	〒 - 電話番号 ()
健 康 状 態	

(添付書類) 在学証明書(学生証の写しは不可)

学業成績証明書の原本(学長等の印があるもの)

議案第 2 号

茂原市教育委員会公印規則の一部を改正する規則の制定について

茂原市教育委員会公印規則の一部を改正する規則を次のように制定する。

令和 8 年 3 月 2 4 日提出

茂原市教育長 富 田 浩 明

茂原市教育委員会公印規則の一部を改正する規則

茂原市教育委員会公印規則（昭和53年茂原市教育委員会規則第11号）の一部を次のように改正する。

別表第 1（1）事務局関係中「茂原市青少年指導センター所長印」を「茂原市青少年指導センター所長之印」に改める。

別表第 1（3）中学校中「管主者」を「管守者」に、

「

千葉県茂原市立本納中学校長	1 7	2 1	〃	〃
千葉県茂原市立早野中学校（甲）	1 8	4 5	〃	〃
千葉県茂原市立早野中学校之印（乙）	1 9	2 4	古印体	〃
千葉県茂原市立早野中学校長之印	2 0	2 1	てん書	〃

」を

「

千葉県茂原市立本納中学校長	1 7	2 1	〃	〃
---------------	-----	-----	---	---

」に

改める。

別表第2(3)中学校中

「

16

千	葉	県
茂	原	市
立	本	納
中	学	校

17

千	葉	県	茂
原	市	立	本
納	中	学	校
長			

18

千	葉	県
茂	原	市
立	早	野
中	学	校

19

千	葉	県
茂	原	市
早	野	中
校	之	印

20

千	葉	県
茂	原	市
早	野	中
校	長	之
		印

」を

「

16

千	葉	県
茂	原	市
立	本	納
中	学	校

17

千	葉	県	茂
原	市	立	本
納	中	学	校
長			

」に

改める。

附 則


この規則は、令和8年4月1日から施行する。

提案理由 南中学校と早野中学校の統合に伴い、所要の改正をしようとするものです。

茂原市教育委員会公印規則の一部を改正する規則新旧対照表

改正後					現行																																				
別表第1					別表第1																																				
(1) 事務局関係					(1) 事務局関係																																				
名称	ひな形	規格	書体	管守者	名称	ひな形	規格	書体	管守者																																
(略)					(略)																																				
茂原市青少年指導センター所長之印	8	2 1	〃	指導センター所長	茂原市青少年指導センター所長印	8	2 1	〃	指導センター所長																																
(3) 中学校					(3) 中学校																																				
名称	ひな形	規格	書体	管守者	名称	ひな形	規格	書体	管主者																																
(略)					(略)																																				
千葉県茂原市立本納中学校長	1 7	2 1	〃	〃	千葉県茂原市立本納中学校長	1 7	2 1	〃	〃																																
					千葉県茂原市立早野中学校 (甲)	1 8	4 5	〃	〃																																
					千葉県茂原市立早野中学校之印 (乙)	1 9	2 4	古印体	〃																																
					千葉県茂原市立早野中学校長之印	2 0	2 1	てん書	〃																																
別表第2					別表第2																																				
(3) 中学校					(3) 中学校																																				
1 6					1 6																																				
<table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <tr><td>千</td><td>葉</td><td>県</td></tr> <tr><td>茂</td><td>原</td><td>市</td></tr> <tr><td>立</td><td>本</td><td>納</td></tr> <tr><td>中</td><td>学</td><td>校</td></tr> </table>					千	葉	県	茂	原	市	立	本	納	中	学	校	<table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <tr><td>千</td><td>葉</td><td>県</td><td>茂</td></tr> <tr><td>原</td><td>市</td><td>立</td><td>本</td></tr> <tr><td>納</td><td>中</td><td>学</td><td>校</td><td>長</td></tr> </table>					千	葉	県	茂	原	市	立	本	納	中	学	校	長							
千	葉	県																																							
茂	原	市																																							
立	本	納																																							
中	学	校																																							
千	葉	県	茂																																						
原	市	立	本																																						
納	中	学	校	長																																					
1 7					1 7																																				
<table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <tr><td>千</td><td>葉</td><td>県</td><td>茂</td></tr> <tr><td>原</td><td>市</td><td>立</td><td>本</td></tr> <tr><td>納</td><td>中</td><td>学</td><td>校</td><td>長</td></tr> </table>					千	葉	県	茂	原	市	立	本	納	中	学	校	長	<table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <tr><td>千</td><td>葉</td><td>県</td><td>茂</td></tr> <tr><td>原</td><td>市</td><td>立</td><td>本</td></tr> <tr><td>納</td><td>中</td><td>学</td><td>校</td><td>長</td></tr> </table>					千	葉	県	茂	原	市	立	本	納	中	学	校	長						
千	葉	県	茂																																						
原	市	立	本																																						
納	中	学	校	長																																					
千	葉	県	茂																																						
原	市	立	本																																						
納	中	学	校	長																																					
1 8					1 8																																				
<table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <tr><td>千</td><td>葉</td><td>県</td><td>茂</td></tr> <tr><td>原</td><td>市</td><td>立</td><td>本</td></tr> <tr><td>立</td><td>早</td><td>野</td><td>中</td></tr> <tr><td>中</td><td>学</td><td>校</td><td>長</td></tr> </table>					千	葉	県	茂	原	市	立	本	立	早	野	中	中	学	校	長	<table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <tr><td>千</td><td>葉</td><td>県</td><td>茂</td></tr> <tr><td>原</td><td>市</td><td>立</td><td>本</td></tr> <tr><td>立</td><td>早</td><td>野</td><td>中</td></tr> <tr><td>中</td><td>学</td><td>校</td><td>長</td></tr> </table>					千	葉	県	茂	原	市	立	本	立	早	野	中	中	学	校	長
千	葉	県	茂																																						
原	市	立	本																																						
立	早	野	中																																						
中	学	校	長																																						
千	葉	県	茂																																						
原	市	立	本																																						
立	早	野	中																																						
中	学	校	長																																						
1 9					1 9																																				
<table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <tr><td>千</td><td>葉</td><td>県</td><td>茂</td></tr> <tr><td>原</td><td>市</td><td>立</td><td>本</td></tr> <tr><td>立</td><td>早</td><td>野</td><td>中</td></tr> <tr><td>中</td><td>学</td><td>校</td><td>長</td></tr> </table>					千	葉	県	茂	原	市	立	本	立	早	野	中	中	学	校	長	<table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <tr><td>千</td><td>葉</td><td>県</td><td>茂</td></tr> <tr><td>原</td><td>市</td><td>立</td><td>本</td></tr> <tr><td>立</td><td>早</td><td>野</td><td>中</td></tr> <tr><td>中</td><td>学</td><td>校</td><td>長</td></tr> </table>					千	葉	県	茂	原	市	立	本	立	早	野	中	中	学	校	長
千	葉	県	茂																																						
原	市	立	本																																						
立	早	野	中																																						
中	学	校	長																																						
千	葉	県	茂																																						
原	市	立	本																																						
立	早	野	中																																						
中	学	校	長																																						
2 0					2 0																																				
<table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <tr><td>千</td><td>葉</td><td>県</td><td>茂</td></tr> <tr><td>原</td><td>市</td><td>立</td><td>本</td></tr> <tr><td>立</td><td>早</td><td>野</td><td>中</td></tr> <tr><td>中</td><td>学</td><td>校</td><td>長</td></tr> </table>					千	葉	県	茂	原	市	立	本	立	早	野	中	中	学	校	長	<table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <tr><td>千</td><td>葉</td><td>県</td><td>茂</td></tr> <tr><td>原</td><td>市</td><td>立</td><td>本</td></tr> <tr><td>立</td><td>早</td><td>野</td><td>中</td></tr> <tr><td>中</td><td>学</td><td>校</td><td>長</td></tr> </table>					千	葉	県	茂	原	市	立	本	立	早	野	中	中	学	校	長
千	葉	県	茂																																						
原	市	立	本																																						
立	早	野	中																																						
中	学	校	長																																						
千	葉	県	茂																																						
原	市	立	本																																						
立	早	野	中																																						
中	学	校	長																																						

議案第2号参考資料

改正後	現行
	 <p>The table compares two versions of a school seal. The 'Revised' (改正後) version on the left contains the text: 千葉県立茂原市立早野中学校之印. The 'Current' (現行) version on the right contains the text: 千葉県立茂原市立早野中学校長之印. Both versions are enclosed in a dashed rectangular border.</p>

附 則（令和〇年〇月〇日茂原市教育委員会規則第〇号）

この規則は、令和8年4月1日から施行する。

議案第3号

令和8年度茂原市の教育基本方針及び重点施策について

茂原市教育委員会は、令和8年度茂原市の教育基本方針及び重点施策を別紙のとおり定める。

令和8年3月24日提出

茂原市教育長 富田 浩 明

提案理由 新たな茂原市教育施策の大綱に基づき、令和8年度の教育基本方針及び重点施策を定めようとするものです。

令和 8 年度茂原市の教育方針及び重点施策（案）

情報化、グローバル化が加速度的に進展する中、教育を取り巻く環境も目まぐるしく変化するとともに、様々な課題が顕在化してきています。そのような時代を生き抜くため、教育に対する期待は益々大きくなっていると言えます。そこで『茂原市教育施策の大綱』に基づき、「人づくり」を中心的課題として捉え「ふるさと茂原を愛し、豊かな心と高い志を持って未来を主体的に生きる人づくり」を目標に、令和 8 年度茂原市の教育方針及び重点施策を次のように定め、各種事業を実施します。

教育方針 1

誰一人取り残されず安心して学べる環境づくり

（1）学びの質の向上

学校では、単に教科等の知識や技能を習得させるだけでなく、児童生徒が集団の中で、多様な考え方に触れ、認め合い、協力し合い、切磋琢磨することを通じて思考力や表現力、判断力、問題解決能力などを育み、社会性や規範意識を身に付けさせられるように、教育環境の整備を進めます。

【令和 8 年度の取り組み】

- ・特色ある学校経営及び学習指導要領の実施、カリキュラム・マネジメントの促進に努めるとともに、主体的・対話的で深い学びや思考力・判断力・表現力等の育成の視点からの授業改善と多様な体験活動を推進します。

■指定研究校等一覧

指定機関	学校名	指定事業名	指定年度
千葉県 教育委員会	茂原中学校	特色ある道徳教育推進校における研究事業	令和 7 年度 令和 8 年度
	豊岡小学校	千葉県 N I E 実践校	令和 7 年度 令和 8 年度
茂原市 教育委員会	東部小学校 茂原中学校	学習指導指定研究校	令和 7 年度 令和 8 年度

- ・「全国学力・学習状況調査」の結果を基にした指導方法の改善などにより、個別最適な学びと協働的な学びの一体的な充実を推進し、児童生徒の学力の向上を図ります。

- ・校長、教頭、教務主任及び若年層教員の研修会や、茂原市教育研究協議会の研修において、キャリアステージに応じた自己の課題意識に基づいた自主的な研修を進め、教員の資質向上を図ります。
- ・不登校児童生徒を孤立させないために、相談機関との連携をはじめとした、相談体制の充実を図ります。
- ・本市における特色ある教育を推進するため、茂原市全体で段階的に小中一貫教育を実施するとともに、その課題等について、茂原市教育研究協議会で検討し、改善に努めます。
- ・多様な教育的ニーズに応じた合理的配慮の提供に努め、連続性のある多様な学びの場において、きめ細かな切れ目のない支援に努めます。
- ・茂原市学校再編審議会の答申に基づき「茂原市学校再編基本計画【第二期】」を策定し、新たな考え方・進め方のもと、子供たちの学びの質の向上を含めた、より良い教育環境の確保を第一に考え、学校規模適正化・適正配置の取り組みを遂行します。

(2) 安全安心な教育環境の整備

老朽化の進んでいる学校施設については、学校施設の整備方針に基づき危険性及び緊急性を十分勘案した上で、施設等の安全性を図るとともに、適正な管理に努め、通学路についても関係機関との連携により安全の確保を図ります。

【令和8年度の取り組み】

- ・老朽化の進んでいる学校施設については、危険性及び緊急性などにより優先順位を十分考慮した上で、大規模改修を含む工事や修繕等を行うことにより安全性の確保に努めます。
- ・児童生徒の学習や生活の場として快適な教育環境を確保するため、老朽化した空調機の更新など計画的な整備に努めます。
- ・「茂原市通学路交通安全プログラム」に基づき、関係機関と協力し、通学路の安全確保を図ります。

(3) 指導力に優れ、信頼される教員の育成

子供たち一人一人の個性や可能性を最大限に伸ばせるように、教員のキャリアステージに応じた参加型の研修やICTを活用するための研修による教員の資質向上と、地域

の特色を理解し地域社会で信頼される、熱意ある教員の育成を図ります。

【令和8年度の取り組み】

- ・校長、教頭、教務主任及び若年層教員の研修会や、茂原市教育研究協議会の研修において、キャリアステージに応じた自己の課題意識に基づいた自主的な研修を進め、教員の資質向上を図ります。【再掲】

(4) 働きやすい職場環境の整備

教員が健康でやりがいをもって子供たちと向き合える環境を整備するために、校務の効率化に係るDXの推進や教員をサポートする人材の配置などにより、ワークライフバランスの調和を進めます。

【令和8年度の取り組み】

- ・校務支援システムの活用による情報共有の円滑化や業務の効率化を図るとともに、デジタル連絡ツールの導入による学校と保護者間の連絡の効率化等を図ることで、教員の負担軽減を目指します。
- ・学習面や生活面で特別な支援が必要な児童生徒の援助を行うため、特別支援教育支援員を計画的に配置します。

(5) 多様なニーズへの対応と支援体制の再構築

様々な課題を抱える不登校児童生徒などの教育ニーズに対応するため、校内教育支援センターを充実させるとともに、校外教育支援センターや民間の不登校支援施設、ICTの利活用など学校以外の場での支援体制の再構築を図ります。また、専門員や専門機関と連携した相談・支援体制により、心のケアや環境改善に取り組みます。

【令和8年度の取り組み】

- ・不登校児童生徒を孤立させないために、相談機関との連携をはじめとした、相談体制の充実を図ります。【再掲】
- ・一人一台端末を活用した心や体調の変化の早期発見を推進します。
- ・校内教育支援センターの充実を図り、学校での居場所づくりを推進します。
- ・スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等との相談体制を整備し、活用を推進します。

(6) いじめ防止への取り組みと相談体制の充実

「茂原市いじめ防止基本方針」に基づき、いじめの未然防止、早期発見及び早期対応を組織的かつ計画的に推進します。

また、子供の生命・身体の安全を守るため、相談体制の充実を図ります。

【令和8年度の取り組み】

- ・「茂原市いじめ防止基本方針」に基づき、各校の「学校いじめ防止基本方針」を見直し、より効果的にいじめ防止への取り組みを推進します。
- ・いじめに対応する校内委員会を活用し、いじめの未然防止、早期発見及び早期対応を組織的かつ計画的に進めます。
- ・茂原市いじめ等問題対策連絡協議会を活用し、関係機関と積極的に連携を図り、協力していじめへの対応を図ります。

(1) 豊かな心の育成

幼児期からの体験や気づきを大切にしながら、生きる力の基礎を育む幼児教育を充実させることにより、小学校教育への円滑な接続を進めます。また、子供たち一人一人が、様々な体験や人間関係を通して、道徳的な判断力や心情、態度、実践意欲を培うための道徳教育を推進します。

【令和8年度の取り組み】

- ・教育活動全体を通じて、より良く生きるための基盤となる道徳性の醸成に努めます。
- ・道徳の指導法に関する実践的な研修を行い、道徳的諸価値についての理解を深め、指導法の工夫・改善に努めます。

(2) 郷土愛の育成

ふるさと茂原について学ぶ「茂原学」を教科等の年間指導計画に位置付け、その中で、地域の自然や歴史、文化、産業等について主体的かつ計画的に学ぶことにより、郷土を愛する心を育成します。

【令和8年度の取り組み】

- ・児童生徒の発達段階に応じ、各教科等を通じて、茂原市への関心を高め、知識や考えを深める学習を実施します。
- ・児童生徒が学んだ内容を他の児童生徒に伝え、その知識を共有するために、ICTなどを活用しながら、発表したり話し合ったりする場を設け、発信する力及び郷土愛の育成を図ります。

(3) 国際教育の推進と外国語教育の充実

グローバル化に対応できる児童生徒を育成するため、異文化に触れる機会を創出するとともに、ICTなども活用しながら、外国語を使ったコミュニケーションを楽しみ、自分の考えなどを主体的に発信し行動できる能力を醸成します。

【令和8年度の取り組み】

- ・小中学校における外国語科等において、教員の指導力向上のための研修を充実させるとともに、ALTを各校に配置してネイティブの発音に触れる機会を確保し、ICTなどを活用しながら、異文化交流の推進に努めます。

- ・中学生及び教員等を国内の国際交流体験施設に派遣し、中学生の英語力向上を図り、特色ある英語教育を実践するため、英検検定料の公費負担及び外国語宿泊研修事業の実施により、グローバル化社会で必要とされる能力を育成します。

（４）情報活用能力の育成

情報化が急速に進展する社会において、情報を主体的に収集し、分析・判断する能力の育成を図るとともに、授業の効率化や家庭学習活動の向上を目指し、ICTの利活用を推進します。

【令和８年度の取り組み】

- ・情報化社会を安全に生き抜くためのモラルや、情報の信憑性を正しく判断する力を育むため、発達段階に応じた系統的な指導の充実を図ります。
- ・一人一台端末を家庭に持ち帰り、AIを搭載したデジタルドリルや学習管理システムによる個に応じた学習を推進し、家庭における学習の質的向上を図ります。

（５）読書活動の推進

全ての子供たちが読書に親しみながら成長していけるように、家庭と学校が連携して、読書の楽しさを伝え、学校においては、学校司書等が中心となり効果的な学校図書館運営を行うとともに、市立図書館と協力し読書活動の推進に努めます。

【令和８年度の取り組み】

- ・学校図書館の活用を推進するため、司書教諭や学校司書等の資質の向上に努めるとともに、資料の充実を図ります。また、市立図書館は、学校図書館の資料の補完に努めます。
- ・学校司書を活用し、読書活動や環境整備だけでなく、授業を支援する活動の充実にも努めます。
- ・学校支援ボランティアを対象に、読み聞かせ等に関する情報提供を行うなど、読書環境の整備体制を充実させます。
- ・子供に読書の楽しさや喜びを感じさせることで、豊かな心情を養います。また、読書活動を充実させることで文章を読み解く力を育成します。
- ・子供が本に親しみながら成長していくために、「第四次茂原市子ども読書活動推進計画」に基づき、学校図書館・市立図書館間の連携・協力体制のさらなる強化を図ります。

- ・「茂原市子ども読書活動推進会議」を開催し、第四次推進計画に係る各施策に基づいて行った事業の進捗状況を点検するとともに、その結果を翌年度へフィードバックし、活用します。
- ・「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」及び「千葉県子どもの読書活動推進計画（第5次）」を基に「第五次茂原市子ども読書活動推進計画」を策定します。

(1) 生涯学び続けられる環境の整備

多様化する学習ニーズに対応した学習機会の提供に努めるとともに、市民の知識・技術の習得をサポートできるように、多様な主体との連携・協働を推進します。

また、その成果等を実感できる場を設けることで、生涯を通じて学べる環境の整備に努めます。

【令和8年度の取り組み】

- ・「市民カレッジ」等の開催により、市民が知識の掘り下げや新たな知識の獲得につながられるよう、魅力ある題材や幅広いジャンルの講座の提供、また、生涯にわたり必要な知識を学び直す「リカレント教育」の推進を図ります。
- ・市民の要望に応じて、地域社会の一員として生活するために、必要な知識や情報を提供する「職員出前講座」の普及を図ります。
- ・生涯学習ガイドブック等により参加してみたい講座やイベントに関する情報提供に努めます。
- ・県、企業及びカルチャーセンターの施設や活動団体・グループと連携を図り、市民の多様化するニーズに対応できるよう協力体制を整備します。
- ・公民館及び東部台文化会館では、多様なニーズにあった主催事業や若年層の参加も視野に入れた講座も開催し、市民の学習意欲に応え、教養の向上を図ります。

(2) 家庭・地域全体で子供を育む環境づくり

子供たちの社会性や自主性を育む多様な活動を支援するとともに、人間形成の基礎を担う家庭の教育力向上を図ります。

また、家庭、地域及び青少年指導センター等の関係機関との連携・協働を強化することで、子供たちの健全育成を推進します。

【令和8年度の取り組み】

- ・青少年の健全育成体制の充実を図るため、補助金の交付や団体事務局の運営等を通じて青少年育成会、青少年相談員及び子ども会等の活動を支援します。
- ・子ども会等の活動支援を通して、青少年の奉仕活動・体験活動の推進に努めます。
- ・3歳児、小学校入学を控えた児童及び幼稚園児・小学生の保護者に向けて、関係各所と連携して、子育て等に関する知識や保護者同士のつながりを得られる機会を提供し、

家庭教育の充実に努めます。

- ・青少年が集まりやすい場所の巡回や関係機関との連携を強化し、非行防止や早期発見に努めます。
- ・青少年指導センターにおいては、様々な悩みを抱える青少年にとってより良い相談窓口となるよう、環境づくりに努めます。
- ・SNS上におけるトラブルの未然防止やインターネット被害から子供たちを守るために、児童生徒及び保護者を対象にSNS安全教室の充実に努めます。

(3) 学校との連携・協働の推進

コミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）に取り組むことにより、学校が地域住民等と目標やビジョンを共有し、地域と一体となって子供たちを育む体制の構築に努めます。

【令和8年度の取り組み】

- ・令和8年4月から、全ての小中学校において学校運営協議会を設置します。
- ・「社会総がかりでの教育」の実現を目指し、学校や地域における課題の解決に向けた協議や学校運営に関する評価をするための学校運営協議会を支援します。
- ・学校と連携しながら学校のニーズとボランティアの意向のマッチングを図り、学校支援ボランティアの活用推進に努めます。

(4) 文化芸術の振興と伝統文化の維持継承

誰もが優れた文化芸術に触れられる機会を提供し、文化芸術活動の充実に努めます。

また、文化財を保護・保存や展示するとともに、地域の伝統文化の振興と学習機会を提供することにより、郷土への理解と誇りを持つ人材を育成します。

【令和8年度の取り組み】

- ・文化活動の発表の場として文化協会と連携して文化祭を開催し、市民の文化活動の意欲向上に努め、かつ優れた芸術文化の鑑賞の機会を提供します。
- ・小中学生を対象とした音楽鑑賞教室を6校で開催し、優れた芸術文化に触れる機会を提供します。
- ・郷土芸能発表会を開催し、伝統芸能保存団体の活動を支援するとともに、記録・映像に残すことで文化財の保護・保存に努め、小学校等と連携し後継者の育成に取り組む

ます。

- ・市内に現存する貴重な文化財を指定文化財として指定し、公表することで、文化財に対する市民の理解を得ながら保護・保存に努めます。
- ・美術館・郷土資料館では、学芸員による美術収蔵品展の解説会、バックヤードツアー（収蔵庫見学会）、歴史セミナー及び各種講座等の開催並びに美術収蔵品のデジタル情報の提供により、郷土の美術や歴史を学ぶ機会の提供に努めます。
- ・美術館・郷土資料館では、昭和の美術・郷土資料を展示する「茂原で振り返る昭和100年」のほか、優れた美術品を展示する年9回の収蔵品展、市内の子どもたちからの募集作品を展示する「もばら子どもギャラリー」、市民美術展及び小中学校作品展等の年17回の展覧会の開催並びに各展覧会の映像配信により、鑑賞と発表の機会を提供します。
- ・茂原市史編さん基本方針や刊行計画に沿って市史「資料編」・「通史編」の刊行を継続します。令和7年度刊行の「茂原市史資料編Ⅱ（中世）」の普及、啓発に努めるとともに、3冊目となる「茂原市史資料編Ⅲ（近世）」を刊行するため、市史編さん委員会を開催し、調査や編集等を進めます。また、市史編さん事業における調査の経過として「茂原市史調査報告書第十一集」を令和8年度に刊行します。
- ・市史編さん事業の活動を周知するため、市史編さん事業講演会の開催や各時代別の調査及び活動内容を広報もばらへの掲載を通して紹介します。

（５）スポーツ環境の充実とスポーツ・レクリエーションの推進

様々な年齢層がスポーツに親しむことができるように施設環境を整え、身近な場所でも日常的にスポーツを気軽に取り組むことができる環境整備に努めます。

また、『市民 ひとり 1スポーツ』を目標とし、誰もが健康で活力ある生活が送れるように、年齢や体力等に応じて気軽に参加できるスポーツ・レクリエーションの機会の提供に努めます。

【令和8年度の取り組み】

- ・快適なスポーツ環境を整えるため、スポーツ施設の整備、充実を図ります。
- ・学校体育施設や旧学校体育施設の開放を進め、効果的な施設の活用に努めます。
- ・市民体育館等の空き状況確認などのネットワーク化の構築により利便性を高めます。
- ・広報紙を活用し情報発信をするほか、SNSなど多様なツールによるスポーツ情報の提

供に努めます。

- ・本市発祥のスポーツ「タッチバレーボール」等のイベントを開催し、スポーツへの関心を高めるとともに、市内外から多くの参加者等を取り込み地域交流を図ります。
- ・令和9年度に開催されるインターハイ男女バレーボール競技の開催に向けて準備を進めます。

議案第4号

茂原市立小学校及び中学校通学区域に関する規則の一部を改正する規則の
制定について

茂原市立小学校及び中学校通学区域に関する規則の一部を改正する規則を次のように
制定する。

令和8年3月24日提出

茂原市教育長 富田 浩 明

茂原市立小学校及び中学校通学区域に関する規則の一部を改正する規則

茂原市立小学校及び中学校通学区域に関する規則（昭和60年茂原市教育委員会規則第
8号）の一部を次のように改正する。

別表（2）中

「

南中	早野（1984番地～2004番地 2130番地～2157番地 2253番地 2289番地～3736番地 3784番地以上） 上永吉（974番地 1152番地～1306番地 1318番地 ～1410番地 1418番地～1497番地） 下永吉（1番地 ～3007番地 3033番地以上） 大芝（1番地～746番地 780番地以上） 大芝（1丁目 2丁目 3丁目） 木崎（15 87番地～1922番地） 東部台（1丁目 2丁目11番地以上 3丁目15番地以上） 猿袋 三ヶ谷 中の島町 早野新田 東茂 原 上永吉（1番地～29番地 33番地～41番地 45番地 47番地 65番地～67番地 80番地～91番地 93番地～
----	---

	973番地 975番地～1151番地 1307番地～1317番地 1411番地～1417番地 1498番地以上) 下永吉 (3008番地～3032番地) 野牛 台田 立木 長清水
--	---

」を

南中	鷺巣 (451番地～461番地 470番地～473番地) 墨田 (245番地～263番地 289番地～495番地 1105番地～1114番地) 早野新田 東茂原 大芝 (1番地～746番地 780番地以上) 東部台 (1丁目 2丁目11番地以上 3丁目15番地以上) 大芝 (1丁目 2丁目 3丁目) 木崎 (1587番地～1922番地) 早野 (1番地～3736番地 3784番地以上) 綱島 中善寺 石神 八幡原 六田台 緑町 長清水 上永吉 下永吉 猿袋 三ヶ谷 立木 台田 野牛 中の島町
----	--

」に

改め、同表早野中の項を削る。

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。

提案理由 南中学校と早野中学校の統合に伴い、所要の改正をしようとするものです。

茂原市立小学校及び中学校通学区域に関する規則の一部を改正する規則新旧対照表

改正後		現 行	
別表		別表	
(2) 中学校		(2) 中学校	
南中	鷺巣(451番地～461番地 470番地～473番地) 墨田(245番地～263番地 289番地～495番地 1105番地～1114番地) 早野新田 東茂原 大芝(1番地～746番地 780番地以上) 東部台(1丁目 2丁目11番地以上 3丁目15番地以上) 大芝(1丁目 2丁目 3丁目) 木崎(1587番地～1922番地) 早野(1番地～3736番地 3784番地以上) 網島 中善寺 石神 八幡原 六田台 緑町 長清水 上永吉 下永吉 猿袋 三ヶ谷 立木 台田 野牛 中の島町	南中	早野(1984番地～2004番地 2130番地～2157番地 2253番地 2289番地～3736番地 3784番地以上) 上永吉(974番地 1152番地～1306番地 1318番地～1410番地 1418番地～1497番地) 下永吉(1番地～3007番地 3033番地以上) 大芝(1番地～746番地 780番地以上) 大芝(1丁目 2丁目 3丁目) 木崎(1587番地～1922番地) 東部台(1丁目 2丁目11番地以上 3丁目15番地以上) 猿袋 三ヶ谷 中の島町 早野新田 東茂原 上永吉(1番地～29番地 33番地～41番地 45番地 47番地 65番地～67番地 80番地～91番地 93番地～973番地 975番地～1151番地 1307番地～1317番地 1411番地～1417番地 1498番地以上) 下永吉(3008番地～3032番地) 野牛 台田 立木 長清水
本納中	(略)	本納中	(略)
		早野中	鷺巣(451番地～461番地 470番地～473番地) 墨田(245番地～263番地 289番地～495番地 1105番地～1114番地) 早野(1番地～1983番地 2005番地～2129番地 2158番地～2252番地 2254番地～2288番地) 上永吉(30番地～32番地 42番地～44番地 46番地 48番地～64番地 68番地～79番地 92番地) 緑町 網島 中善寺 石神 八幡原 六田台

附 則 (令和8年〇月〇日茂原市教育委員会規則第〇号)
 この規則は、令和8年4月1日から施行する。

議案第5号

茂原市学校給食センターの管理及び運営に関する規則の一部を改正する規則
の制定について

茂原市学校給食センターの管理及び運営に関する規則の一部を改正する規則を次のよう
に制定する。

令和8年3月24日提出

茂原市教育長 富田浩明

茂原市学校給食センターの管理及び運営に関する規則の一部を改正する規則

茂原市学校給食センターの管理及び運営に関する規則（令和元年茂原市教育委員会規則
第2号）の一部を次のように改正する。

第8条第2項の表中「320円」を「360円」に、「380円」を「430円」に改
める。

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。

提案理由 本案は、学校給食食材の価格高騰に伴い、小中学校の教員及び小中学校
の給食の提供を受ける者の給食費について、増額する改正をしようとする
ものです。

議案第5号参考資料

茂原市学校給食センターの管理及び運営に関する規則の一部を改正する規則新旧対照表

改正後		現 行	
(給食費) 第8条 (略) 2 給食費の額は、次のとおりとする。		(給食費) 第8条 (略) 2 給食費の額は、次のとおりとする。	
区分	1食当たりの給食費の額	区分	1食当たりの給食費の額
小学校児童	270円	小学校児童	270円
中学校生徒	315円	中学校生徒	315円
小学校職員及び小学校の給食の提供を受ける者	360円	小学校職員及び小学校の給食の提供を受ける者	320円
中学校職員及び中学校の給食の提供を受ける者	430円	中学校職員及び中学校の給食の提供を受ける者	380円
3・4 (略)		3・4 (略)	

議案第6号

茂原市中学生等海外派遣等研修事業の費用徴収に関する規則の一部を改正
する規則の制定について

茂原市中学生等海外派遣等研修事業の費用徴収に関する規則の一部を改正する規則を
次のように制定する。

令和8年3月24日提出

茂原市教育長 富田 浩明

茂原市中学生等海外派遣等研修事業の費用徴収に関する規則の一部を改正
する規則

茂原市中学生等海外派遣等研修事業の費用徴収に関する規則（令和5年茂原市教育委員
会規則第6号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

茂原市中学生外国語宿泊研修事業の費用徴収に関する規則

第1条及び第2条第1項中「茂原市中学生等海外派遣等研修事業」を「茂原市中学生外
国語宿泊研修事業」に改める。

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。

提案理由 事業名の変更に伴い、所要の改正をしようとするものです。

茂原市中学生等海外派遣等研修事業の費用徴収に関する規則の一部を改正する規則新旧対照表

改正後	現 行
<p style="text-align: center;"><u>茂原市中学生外国語宿泊研修事業の費用徴収に関する規則</u></p> <p>(趣旨)</p> <p>第 1 条 この規則は、<u>茂原市中学生外国語宿泊研修事業</u>に要する費用を徴収することに関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(費用徴収の額等)</p> <p>第 2 条 <u>茂原市中学生外国語宿泊研修事業</u>に要する費用については、<u>茂原市中学生外国語宿泊研修事業</u>に参加する者の保護者等から徴収することができる。</p> <p>2 (略)</p>	<p style="text-align: center;"><u>茂原市中学生等海外派遣等研修事業の費用徴収に関する規則</u></p> <p>(趣旨)</p> <p>第 1 条 この規則は、<u>茂原市中学生等海外派遣等研修事業</u>に要する費用を徴収することに関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(費用徴収の額等)</p> <p>第 2 条 <u>茂原市中学生等海外派遣等研修事業</u>に要する費用については、<u>茂原市中学生等海外派遣等研修事業</u>に参加する者の保護者等から徴収することができる。</p> <p>2 (略)</p>

附 則 (令和 8 年〇月〇日茂原市教育委員会規則第〇号)

この規則は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

議案第7号

茂原市特別支援教育就学奨励費支給要綱の一部を改正する告示の制定について

茂原市特別支援教育就学奨励費支給要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和8年3月24日提出

茂原市教育長 富田 浩 明

茂原市特別支援教育就学奨励費支給要綱の一部を改正する告示

茂原市特別支援教育就学奨励費支給要綱（令和6年茂原市教育委員会告示第1号）の一部を次のように改正する。

附則を附則第1項とし、同項に見出しとして「（施行期日）」を付し、附則に次の1項を加える。

（令和8年度の就学奨励費の特例）

2 第6条第1項の規定にかかわらず、令和8年度に限り、学校給食費に係る就学奨励費は支給しないものとする。

附 則

この告示は、令和8年4月1日から施行する。

提案理由 給食費を無償化することに伴い、令和8年度に限り就学奨励費の支給費目から学校給食費を除くため、所要の改正をしようとするものです。

茂原市特別支援教育就学奨励費支給要綱の一部を改正する告示新旧対照表

改正後	現 行
<p>附 則 <u>(施行期日)</u></p> <p>1 この告示は、令和6年4月1日から施行する。 <u>(令和8年度の就学奨励費の特例)</u></p> <p>2 <u>第6条第1項の規定にかかわらず、令和8年度に限り、学校給食費に係る就学奨励費は支給しないものとする。</u></p>	<p>附 則</p> <p>この告示は、令和6年4月1日から施行する。</p>

附 則 (令和8年〇月〇日茂原市教育委員会告示第〇号)

この告示は、令和8年4月1日から施行する。

議案第 8 号

茂原市立幼稚園給食実施要綱の一部を改正する告示の制定について

茂原市立幼稚園給食実施要綱の一部を改正する告示を次のように制定する。

令和 8 年 3 月 2 4 日提出

茂原市教育長 富 田 浩 明

茂原市立幼稚園給食実施要綱の一部を改正する告示

茂原市立幼稚園給食実施要綱（令和元年茂原市教育委員会告示第 1 号）の一部を次のように改正する。

附則を附則第 1 項とし、同項に見出しとして「（施行期日）」を付し、附則に次の 1 項を加える。

（令和 8 年度の給食費の特例）

2 第 5 条の規定にかかわらず、令和 8 年度に限り、幼稚園児に係る給食費を免除する。

附 則

この告示は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

提案理由 昨今の物価高騰の影響を受けた保護者の経済的負担を軽減するため、令和 8 年度に限り、幼稚園児に係る給食費を免除できるよう、所要の改正をしようとするものです。

議案第8号参考資料

茂原市立幼稚園給食実施要綱の一部を改正する告示新旧対照表

改正後	現行
<p>附 則</p> <p><u>(施行期日)</u></p> <p>1 この告示は、令和元年9月1日から施行する。</p> <p><u>(令和8年度の給食費の特例)</u></p> <p>2 第5条の規定にかかわらず、令和8年度に限り、幼稚園児に係る給食費を免除する。</p>	<p>附 則</p> <p>この告示は、令和元年9月1日から施行する。</p>

議案第9号

茂原市立図書館規則の一部を改正する規則の制定について

茂原市立図書館規則の一部を改正する規則を次のように制定する。

令和8年3月24日提出

茂原市教育長 富田浩明

茂原市立図書館規則の一部を改正する規則

茂原市立図書館規則（昭和48年茂原市教育委員会規則第4号）の一部を次のように改正する。

第3条中「会長」を「委員長」に、「副会長」を「副委員長」に改める。

第4条中「会長」を「委員長」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

提案理由 特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例との整合性を図るため、所用の改正をしようとするものです。

茂原市立図書館規則の一部を改正する規則新旧対照表

改正後	現 行
<p>(図書館協議会)</p> <p>第3条 茂原市立図書館の設置及び管理に関する条例(昭和47年茂原市条例第67号)第10条に規定する図書館協議会(以下「協議会」という。)に<u>委員長及び副委員長</u>をそれぞれ1名置く。</p> <p>2 <u>委員長及び副委員長</u>は、委員の互選により定める。</p> <p>3 <u>委員長</u>は、会務を総理し、会議の議長となる。</p> <p>4 <u>副委員長</u>は、<u>委員長</u>を補佐し、<u>委員長</u>に事故あるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。</p> <p>(会議)</p> <p>第4条 協議会の会議(以下「会議」という。)は、<u>委員長</u>が招集する。ただし、<u>委員長</u>が選任されるまでの間に開催される会議については、教育長が招集する。</p> <p>2・3 (略)</p>	<p>(図書館協議会)</p> <p>第3条 茂原市立図書館の設置及び管理に関する条例(昭和47年茂原市条例第67号)第10条に規定する図書館協議会(以下「協議会」という。)に<u>会長及び副会長</u>をそれぞれ1名置く。</p> <p>2 <u>会長及び副会長</u>は、委員の互選により定める。</p> <p>3 <u>会長</u>は、会務を総理し、会議の議長となる。</p> <p>4 <u>副会長</u>は、<u>会長</u>を補佐し、<u>会長</u>に事故あるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。</p> <p>(会議)</p> <p>第4条 協議会の会議(以下「会議」という。)は、<u>会長</u>が招集する。ただし、<u>会長</u>が選任されるまでの間に開催される会議については、教育長が招集する。</p> <p>2・3 (略)</p>

議案第10号

茂原市立図書館防犯カメラの設置及び管理運用に関する要綱の制定について

茂原市立図書館防犯カメラの設置及び管理運用に関する要綱を次のように制定する。

令和8年3月24日提出

茂原市教育長 富田 浩 明

茂原市立図書館防犯カメラの設置及び管理運用に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、茂原市立図書館（以下「図書館」という。）に防犯カメラを設置し、その管理運用に関して必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 防犯カメラ 犯罪の抑止等を目的として、図書館に継続的に設置するテレビカメラ装置及び画像表示装置で、映像録画機器を備えるものをいう。
- (2) 画像 防犯カメラにより録画した映像をいう。

(基本原則)

第3条 防犯カメラの取扱いに関する基本原則は、個人情報保護に関する法律（平成15年法律第57号）の趣旨にのっとり、次のとおりとする。

- (1) 防犯カメラの設置及び管理運用は、その目的の達成に必要な範囲内で行うこと。
- (2) 防犯カメラの設置場所は、犯罪の抑止、予防及び再発防止のために必要と認められる場所とし、利用者のプライバシーに配慮すること。
- (3) 防犯カメラの設置場所付近の見やすい箇所に、防犯カメラが作動中であることを掲示すること。

2 画像の取扱いに関する基本原則は、次のとおりとする。

(1) 画像は、犯罪の抑止等の必要な場合を除くほか、その目的以外に利用し、又は外部に提供してはならない。

(2) 画像の保存期間は、録画日の翌日から起算し30日とする。

(3) 前号の保存期間を終了した画像の消去は、新たな画像を上書きする方法により行う。

(管理責任者及び運用責任者)

第4条 茂原市教育委員会（以下「教育委員会」という。）は、防犯カメラの適正な管理運用を行うため、防犯カメラ管理責任者（以下「管理責任者」という。）及び防犯カメラ運用責任者（以下「運用責任者」という。）を置く。

2 管理責任者は、教育部長とし、次の各号に掲げる事務を行う。

(1) 防犯カメラの設置場所に関すること。

(2) 画像の保存及び取扱いに関すること。

3 運用責任者は、教育部生涯学習課長とし、次の各号に掲げる事務を行う。

(1) 防犯カメラの設置場所の保守及び維持管理に関すること。

(2) 映像録画機器の点検及び維持管理に関すること。

(3) 画像取扱職員（教育部生涯学習課職員のうち画像の取扱いを担当する職員をいう。以下同じ。）の指定及び解除に関すること。

(画像の提供等)

第5条 管理責任者は、捜査機関等から画像の提供申請があったときは、茂原市立図書館防犯カメラ画像提供申請書（別記第1号様式）の提出を求めるものとする。

2 運用責任者は、前項の申請に基づき、必要と認められる画像の内容及び範囲を選択するものとする。

3 画像取扱職員は、運用責任者の指示に基づき、画像を検索するものとし、画像を検索したときは、茂原市立図書館防犯カメラ画像検索簿（別記第2号様式）にその旨を記録しなければならない。

4 教育委員会は、前項の検索の結果に基づき、提供の可否を決定し、茂原市立図書館防犯カメラ画像提供決定通知書（別記第3号様式）又は茂原市立図書館防犯カメラ画像不提供決定通知書（別記第4号様式）により、申請者に通知するものとする。

(苦情等への対応)

第6条 管理責任者及び運用責任者は、市民等から防犯カメラの設置又は運用に関する苦情等を受けたときは、迅速かつ適切に対応しなければならない。

(守秘義務)

第7条 防犯カメラ及び画像の取扱いにより知り得た秘密は、これを漏らしてはならない。

(補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、教育委員会が別に定める。

別記第1号様式（第5条第1項）

茂原市立図書館防犯カメラ画像提供申請書

年 月 日

(宛先)茂原市教育委員会

住所

申請者 機関名等

代表者氏名

担当者氏名

電話番号

下記のとおり、防犯カメラ画像の提供を申請します。

記

利用目的	<input type="checkbox"/> 犯人検挙のため <input type="checkbox"/> 事後捜査のため <input type="checkbox"/> その他(理由)
防犯カメラ設置場所	
防犯カメラ番号	
検索画像	
特記事項	

第2号様式（第5条第3項）

茂原市立図書館防犯カメラ画像検索簿

検索指示者		職名		氏名	
画像 取 扱 職 員	所属課		職名		氏名
検索指示年月日		年 月 日			
検索目的					
検索日時					
防犯カメラ設置場所					
防犯カメラ番号					
検索画像		年 月 日 時 分頃から 年 月 日 時 分頃まで			
検索結果		<input type="checkbox"/> 検索画像 有 (内容) <input type="checkbox"/> 検索画像 無 <input type="checkbox"/> その他			
特記事項					

第3号様式（第5条第4項）

第 号
年 月 日

様

茂原市教育委員会

茂原市立図書館防犯カメラ画像提供決定通知書

年 月 日付けで申請のあった防犯カメラ画像提供申請について、申請どおり提供することを決定しましたので通知します。ただし、個人情報の取扱いについては下記の事項を遵守してください。

記

- 1 提供を受けた画像については、適正に管理すること。
- 2 本個人情報を利用目的以外のために使用し、又は第三者に引き渡さないこと。
- 3 本個人情報を複写し、又は複製しないこと。

第4号様式（第5条第4項）

第 号
年 月 日

様

茂原市教育委員会

茂原市立図書館防犯カメラ画像不提供決定通知書

年 月 日付けで申請のあった防犯カメラ画像提供申請について、次の理由により提供しないことを決定しましたので通知します。

（不提供の理由）

附 則

この告示は、公示の日から施行する。

提案理由 茂原市立図書館に設置している防犯カメラについて、適切な運用を図るため、管理運用にかかわる要綱を定めようとするものです。

議案第11号

茂原市立学校図書館・茂原市立図書館連絡会議設置要綱の一部を改正する訓令の制定について

茂原市立学校図書館・茂原市立図書館連絡会議設置要綱の一部を改正する訓令を次のように制定する。

令和8年3月24日提出

茂原市教育長 富田 浩 明

茂原市立学校図書館・茂原市立図書館連絡会議設置要綱の一部を改正する訓令

茂原市立学校図書館・茂原市立図書館連絡会議設置要綱（平成28年茂原市教育委員会訓令第3号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第三次茂原市子ども読書活動推進計画」を「第四次茂原市子ども読書活動推進計画」に改める。

附 則

この訓令は、公示の日から施行する。

提案理由 茂原市子ども読書推進計画との整合性を図るために所要の改正をしようとするものです。

茂原市立学校図書館・茂原市立図書館連絡会議設置要綱の一部を改正する訓令新旧対照表

改正後	現 行
<p>(目的)</p> <p>第1条 この要綱は、<u>第四次茂原市子ども読書活動推進計画</u>に基づき、茂原市立学校図書館と茂原市立図書館の連携を図るため、茂原市立学校図書館・茂原市立図書館連絡会議（以下「連絡会議」という。）を設置する。</p>	<p>(目的)</p> <p>第1条 この要綱は、<u>第三次茂原市子ども読書活動推進計画</u>に基づき、茂原市立学校図書館と茂原市立図書館の連携を図るため、茂原市立学校図書館・茂原市立図書館連絡会議（以下「連絡会議」という。）を設置する。</p>

議案第17号

茂原市青少年指導センター設置条例施行規則の一部を改正する規則の制定について

茂原市青少年指導センター設置条例施行規則の一部を改正する規則を次のように制定する。

令和8年3月24日提出

茂原市教育長 富田 浩 明

茂原市青少年指導センター設置条例施行規則の一部を改正する規則

茂原市青少年指導センター設置条例施行規則（平成4年茂原市教育委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

第3条の表中

「

所長	上司の命を受けて青少年指導センターの事務を統轄し、所属職員を指揮監督する。
所長補佐	上司の命を受けて所長を補佐する。

」を

「

所長	上司の命を受けて青少年指導センターの事務を統轄し、所属職員を指揮監督する。
主幹	上司の命を受けて所長を補佐し、特定の事務を掌理する。
所長補佐	上司の命を受けて所長を補佐する。

」に

改める。

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。

提案理由 職員の異動に伴い、職の追加が必要となることから所要の改正をしようとするものです。

議案第17号参考資料

茂原市青少年指導センター設置条例施行規則の一部を改正する規則新旧対照表

改正後			現 行		
(職員の職及び職務)			(職員の職及び職務)		
第3条 青少年指導センターに置かれる職員の職及び職務は、次のとおりとする。			第3条 青少年指導センターに置かれる職員の職及び職務は、次のとおりとする。		
職員	職	職務	職員	職	職務
事務職員	所長	上司の命を受けて青少年指導センターの事務を統轄し、所属職員を指揮監督する。	事務職員	所長	上司の命を受けて青少年指導センターの事務を統轄し、所属職員を指揮監督する。
	主幹	上司の命を受けて所長を補佐し、特定の事務を掌理する。		所長補佐	上司の命を受けて所長を補佐する。
	所長補佐	上司の命を受けて所長を補佐する。		副主幹	上司の命を受けて特定の事務を掌理する。
	副主幹	上司の命を受けて特定の事務を掌理する。		主査	上司の命を受けて特定の事務を掌理する。
	主査	上司の命を受けて特定の事務を掌理する。		副主査	上司の命を受けて担当事務を掌理する。
	副主査	上司の命を受けて担当事務を掌理する。		主事	上司の命を受けて青少年指導センターの業務に従事する。
	主事	上司の命を受けて青少年指導センターの業務に従事する。		主事補	上司の命を受けて主事の職務を助け、事務に従事する。
	主事補	上司の命を受けて主事の職務を助け、事務に従事する。		指導員	上司の命を受けて青少年指導センターの業務に従事する。
	指導員	上司の命を受けて青少年指導センターの業務に従事する。			

報告 1

教育長職務代理者の指名について

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）第 13 条第 2 項の規定に基づく教育長職務代理者を次のとおり指名したことを報告する。

令和 8 年 3 月 24 日提出

茂原市教育長 富田 浩 明

現在

氏 名	任 期
高仲 輝夫	令和 7 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日

新

氏 名	任 期
杉木 範行	令和 8 年 4 月 1 日から

報告 2

令和 7 年度定期監査の結果について

教育委員会の定期監査の結果について、別紙のとおり報告する。

令和 8 年 3 月 2 4 日提出

茂原市教育長 富 田 浩 明

茂 監 第 86 号
令和 8 年 3 月 4 日

茂原市教育長 富田 浩明 様

茂原市監査委員 風 戸 博 恭
茂原市監査委員 岡 澤 与志隆



令和7年度定期監査の結果について (その3)
地方自治法第199条第4項の規定に基づき定期監査を実施したので、同条第9項の規定により、その結果を次のとおり提出します。

なお、この監査の結果に基づき措置を講じたときは、同条第14項の規定により通知願います。

1 監査の種類

地方自治法第199条第1項に基づく財務監査を同法第4条に基づく定期監査として実施した。また、同条第2項に基づく行政監査も併せて実施した。

2 監査の対象

教育委員会

教育総務課・学校教育課・学校給食センター・生涯学習課・社会教育センター・青少年指導センター・公民館・美術館・郷土資料館・東部台文化会館・スポーツ振興課・市民体育館
本納支所

3 監査の着眼点

各所管の財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理並びにその他の事務の執行が法令等に適合し、適正かつ正確に行われているか、最少の経費で最大の効果を挙げ、組織及び運営の合理化に努めているかに主眼を置き監査を実施した。

4 監査の実施内容

各部署から提出された定期監査資料について、補助職員による予備監査を実施し、監査当日は、監査対象部署の長等から説明を受け、関係職員に対して質疑を行うことにより実施した。

5 監査の場所

茂原市役所

新茂原幼稚園

茂原市立東部小学校

6 監査の期間

令和7年12月2日から令和8年3月4日まで

7 監査の結果

監査の結果、法令等に適合し、概ね適正に執行されていたが、一部検討が必要と認められる事項が見受けられたので、次ページ以降に掲載する。

< 教育委員会 >

○教育総務課

- ・総合教育会議は、市長と教育委員会が教育施策について協議・調整を行う場であることから、会議において共有された施策について庁内各課と連携を図りながら多くの施策が実現できるよう努められたい。
- ・令和8年4月より開始される公共施設等包括管理業務委託に伴い、学校施設の小破修繕業務が管財課へ移管されるが、教育環境の維持に直結する修繕業務が滞ることのないよう、管財課と緊密に連携し、確実に業務が引き継がれるよう図られたい。
- ・本納小学校と豊岡小学校の統合時期については、慎重な意見を持つ保護者や地域の方々の意向を真摯に受け止め、児童の教育環境に不安を残さぬよう、計画の透明性を一層高め、改めて具体的かつ着実な道筋を検討されたい。

○学校教育課・学校給食センター

- ・質の高い教育を維持するためには、教職員の健康管理は非常に重要な課題である。健康管理の一環として行われているストレスチェックについてはその結果を統計的に分析・整理し、問題点の解決策に反映させることで、教職員が心身ともに健全な状態で児童生徒に向き合えるような教育現場となるよう努められたい。
- ・いじめのみならず児童生徒の様々な困りごとに対し、学校教育課、学校、青少年指導センターが密接に連携し、事案の早期発見と速やかな解消に向け情報共有を徹底されたい。
- ・日本語指導が必要な外国籍の児童生徒の増加を踏まえ、個々の習熟度に応じた指導体制の拡充を進められたい。また、日本語の習得不足により、授業内容が理解できず、学習面や学校生活で孤立することのないよう配慮されたい。

○生涯学習課

- ・本市の教育目標である「ふるさと茂原を愛し、豊かな心と高い志を持って未来を主体的に生きる人づくり」の具現化に向けた重点施策として、令和8年4月に導入予定のコミュニティ・スクールについては、関係部署と密接な連携体制を構築し、その実現に努められたい。
- ・図書館移転後の利用者数は移転前と比較し増加傾向にあるが、これを一時的なものにとどめず、利用者の要望や意見、指定管理者評価委員会による客観的な評価等により、更なるサービスの充実を図られたい。
- ・青少年相談員は地域の青少年健全育成に資する重要な役割を担っているが、相談員が主体性を持って有意義に活動できるよう、活動する環境の整備や支援体制の更なる強化に努められたい。

○青少年指導センター

- ・相談者の属性や相談内容が多様化している現状に鑑み、女性相談員の配置について前向きに検討されたい。女性相談員の選任にあたっては、専門的知見を有する退職した教職員や外部人材の登用など、柔軟に対応されたい。
- ・小中学校でのSNS安全教室の更なる指導内容の充実を図るため、他機関等の実施内容を広く調査・研究するとともに、その成果を学校現場とも共有・協力し、最新情勢に即した指導をどの学校においても等しく提供できる体制を整えられたい。
- ・夜間街頭補導及び緊急巡回等が増加し、青少年指導センターの業務負担が増大していることから、青少年補導員や学校、教育委員会等と連携を強化し、特定の組織に過度な負担が集中しない体制を築かれたい。

○公民館

- ・公民館の自主グループは、年間を通じて生涯学習や生きがいづくりに主体的に取り組む存在であることから、活動の継続性を担保するための優遇策や支援体制について検討されたい。
- ・公民館が社会教育の拠点機能が十分に発揮できていない現状に鑑み、現状の課題を精査し、公民館運営審議会の意見を積極的に聴取するなど、社会情勢の変化に即した地域コミュニティの中核としてのあり方について検討されたい。

○美術館・郷土資料館

- ・美術収蔵品展においては、これまでの手法に加え、多くの方がより親しみを感じるテーマや新しい試みを取り入れ、美術館に足を運びたいくなるような魅力ある展示を追求し、来館者の増加に繋げられたい。
- ・茂原市史編さん事業については、当初の予定より期間を要しているが、郷土の歴史を次世代へ繋ぐ重要な事業であることから、円滑に刊行が進むよう、事業費の確保に努めるなど所用の措置を講じられたい。
- ・学芸員による展示解説会は、専門知識の習得に加え、美術品の価値や魅力を深く理解できる貴重な機会であり、次世代を担う小中学生にとっても有意義であることから、幅広い層が参加しやすいような企画や開催日程等について検討されたい。

○東部台文化会館

- ・駐車場用地の借地契約にあたっては、所有者への定期的な訪問や対話を通じて良好な信頼関係を築くことによる継続的な駐車場用地の確保にあたられたい。
- ・土日祝日及び夜間の運営管理委託については、現行の方法において一定の成果が得られているが、今後は、民間事業者への委託や指定管理者制度による運営管理についても検討されたい。
- ・東部台文化会館は建築後40年が経過し、施設の老朽化が進み、点検において不具合箇所も確認されている。利用者の安心・安全を確保することは不可欠であることから、建築課等関係各課と

連携を図り、従来の事後保全的な対応にとどまらず、予防保全の観点からの対応にも努められたい。

○スポーツ振興課（市民体育館）

- ・第3次茂原市スポーツ推進計画の推進にあたっては、各施策の有効性を検証するため、多角的な評価指標を設定することにより、進捗状況を的確に把握し、客観的なデータに基づいた進行管理により随時見直しを図るなど適切な対応を図られたい。
- ・スポーツ施設予約システムについては、窓口での予約手続きとの相違点など誤解が生じやすい事項については、特に丁寧に説明し、円滑な導入に向け万全を期されたい。また、本システムの運用実績をモデルケースとし、他施設等における予約システムの導入検討に資するよう、蓄積されたノウハウを積極的に提供し、全庁的な運用につなげられたい。

< 本納支所 >

- ・令和8年1月19日より試行的に開始される開庁時間の短縮については、併設する本納公民館と窓口時間が異なることから、利用者にとっては誤解を招く恐れがある。当分の間は、柔軟な対応を図りながら本制度の周知に努められたい。また、利用者の意見を丹念に収集し、本格導入の是非を判断するための検討材料として集約・提供されたい。
- ・本納支所は、多岐に渡る業務について限られた人員での対応を余儀なくされているが、いずれも市民にとっては重要な業務であることから、正確かつ迅速な処理を徹底されたい。また、システム化により効率化が図れる業務については、積極的に導入を検討し、人為的ミスを未然に防ぐ体制の構築に努められたい。
- ・本納支所は、本納地区における拠点施設であることから、単なる行政窓口にとどまらない役割が期待されており、地域固有の多様な情報を積極的に収集・集約し、地域に不可欠な施設となるよう取り組まれたい。